

平成27年第6回熊野町議会定例会

会議録（第1号）

1. 招集年月日 平成27年12月8日

2. 招集の場所 熊野町議会議場

3. 開議年月日 平成27年12月8日

4. 出席議員（16名）

1番 尺 田 耕 平	2番 竹 爪 憲 吾
3番 立 花 慶 三	4番 諏訪本 光
5番 沖 田 ゆかり	6番 片 川 学
7番 時 光 良 造	8番 民 法 正 則
9番 荒 瀧 穂 積	10番 大瀬戸 宏 樹
11番 藤 本 哲 智	12番 山 野 千佳子
13番 久保隅 逸 郎	14番 中 原 裕 侑
15番 馬 上 勝 登	16番 山 吹 富 邦

5. 欠席議員（0名）

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	三 村 裕 史
副 町 長	立 花 隆 藏
教 育 長	林 保
総 務 部 長	岩 田 秀 次
民 生 部 長	清 代 政 文
建 設 部 長	森 本 昌 義
教 育 部 長	民 法 勝 司
総 務 部 参 事	石 井 節 夫
総 務 部 次 長	宗 條 勲
民 生 部 次 長	光 本 一 也

建設部次長	沖田 浩
教育部次長	横山 大治
企画財政課長	西村 隆雄
商工観光課長	時光 良弘
税務課長	貞永 治夫
福祉課長	加島 朋代
住民課長	堀野 辰夫
健康課長	隼田 雅治
生活環境課長	中井 雅晴
都市整備課長	曾根 和典
開発指導課長	林 武史
上下水道課長	寺垣内 栄作
生涯学習課長	中村 憲治
会計課長	光本 琴音

~~~~~○~~~~~

7. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|         |        |
|---------|--------|
| 議会事務局長  | 三村 伸一  |
| 議会事務局書記 | 小川 征一郎 |

~~~~~○~~~~~

8. 議事日程（第1号）

開会宣告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 報告第 6号 専決処分した損害賠償の額の報告について
- 日程第 6 議案第 50号 熊野町個人番号の利用に関する条例案について
- 日程第 7 議案第 51号 熊野町税条例等の一部を改正する条例案について
- 日程第 8 議案第 52号 熊野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について

て

9. 議事の内容

(開会 9時30分)

○議長(山吹) 皆さん、大変お疲れさまでございます。

議員の皆様におかれましては、早朝より大変お疲れさまでございます。また、傍聴者の皆様方におかれましては、いつも町議会を傍聴いただきましてまことにありがとうございます。今後ともよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達していますので、ただいまから平成27年第6回熊野町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。

○議長(山吹) これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、13番久保隅議員、14番中原議員、15番馬上議員の3名を指名します。

○議長(山吹) これより日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日より15日までの8日間にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山吹) 異議なしと認めます。よって、会期は本日より15日までの8日間とすることに決定しました。

これより、議案等の説明を求めるため、町長、その他の関係職員の出席を求めます。暫時休憩いたします。

(休憩 9時31分)

(再開 9時32分)

○議長(山吹) 休憩前に引き続き、会議を再開します。

これより日程第3、諸般の報告を行います。

事務局長より報告させます。

事務局長。

~~~~~○~~~~~

○議会事務局長（三村） 諸般の報告をいたします。

9月3日、文教委員会が開催され、越知町、松山市の視察研修を終え、熊野町との現状について、呉市視察研修について、今後の文教委員会の方向性について協議しました。

9月13日、熊野町敬老会祝賀式典が熊野町民会館で行われ、議長が出席し、祝辞を述べました。

9月23日、筆まつり筆供養式典が開催され、議長が出席し、祝辞を述べました。

10月2日、文教委員会が開催され、越知町、松山市の視察研修を終え、熊野町との現状について、熊野町小中連携教育について、熊野町の「教育のまち宣言」の要旨説明について協議しました。

同日、議会広報特別委員会が開催され、くまの議会だより第96号の記事校正を行いました。

10月4日、第53回町民体育大会が町民グラウンドで開催され、議長が出席し、祝辞を述べました。

10月9日、議会広報特別委員会が開催され、くまの議会だより第96号の記事校正を行いました。

10月13日、広島県中央地域振興対策協議会による平成28年度主要施策説明会が開催され、議長が出席しました。

10月16日、議会広報特別委員会が開催され、くまの議会だより第96号の最終校正を行いました。

10月17日、第48回筆の都くまの町民文化祭が町民会館で開催され、議長が出席し、祝辞を述べました。

10月20日、21日の2日間、議会広報特別委員が平成27年度町村議会広報研修会に参加しました。

10月23日、議会全員協議会が開催され、議会における報告案件4件、協議案件2件について協議しました。

10月26日から28日の3日間、国会要望及び視察研修を行いました。26日には地元選出の国会議員6名を訪問し、広域道路ネットワーク網の整備促進に関する要望書

を手渡し、意見交換等を行いました。27日には、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、中野参事官補佐より「地域創生の実現にむけて」と題して研修を受けました。また、28日には神奈川県箱根町議会を訪問し、議会改革の取り組み状況等について調査・研修を行いました。

10月30日、安芸郡町議会議員交流会が熊野町民グラウンドで開催され、多くの議員が参加しました。

11月2日、安芸郡町議会議長連絡協議会が開催され、議長が出席しました。

同日、議会広報特別委員会が開催され、くまの議会だよりの今後の方針について協議を行いました。

11月6日、広島県町議会議長会定例議長会議が開催され、議長が出席しました。主な議題といたしましては、平成28年度事業計画や平成28年度予算などについて協議を行いました。

11月11日、第59回町村議会議長全国大会が東京で開催され、議長が出席しました。内容といたしましては、東日本大震災からの復興と大規模災害対策の確立など、各種の要望事項を採択することを決定し、その実行方法についても協議・決定しました。大会終了後、「地方の明日を創る」と題し、建築家の安藤忠雄東京大学名誉教授による特別講演が行われました。

同日、平成27年第2回広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会が招集され、沖田議員が出席し、広域連合の監査委員及び副連合長の選任等のほか、平成26年度決算認定及び予算案件などの議案を審議し、原案どおり議決されました。

11月16日、文教委員会が開催され、松山市の視察研修を踏まえて、全員協議会に向け、子供の教育環境についての民生部と教育委員会の協力体制強化について協議しました。

11月16、17日の2日間、総務厚生委員会が所管事務調査を行いました。16日には京都府綾部市を訪問し「新・あやべっ子すこやかプラン」と「あやべ特別市民制度」について調査・研修を行いました。17日には京都府南丹市を訪問し、「南丹市市民提案型まちづくり活動支援交付金」について調査・研修を行いました。

11月18日、産業建設委員会が開催され、所管事務調査に向けての事前協議と、担当者から平成27年度主要事業の進捗状況について報告を受けました。また、現地視察として「くまの・みらい交流館（仮称）」を視察し、担当部より進捗状況等の説明を受

けました。

1 1月20日、総務厚生委員会が開催され、所管事務調査の調査結果の取りまとめについて協議を行いました。

1 1月22日、第83回全国書画展覧会表彰式が町民会館で開催され、議長が出席し、表彰状の授与を行いました。

1 1月24日、議会全員協議会が開催され、執行部から提出された報告案件4件、協議案件2件、また、議会の協議案件1件、報告案件3件について協議を行いました。

1 1月29日、平成27年度熊野町農業祭が町民会館で開催され、議長が出席し、祝辞を述べました。

1 2月3日、議会運営委員会が開催され、第6回熊野町議会定例会の議事運営について協議を行いました。

続きまして、議長宛てに陳情書・要望書等が提出されていますので御紹介します。事前にお配りしております「陳情書・要望書等一覧」の資料をごらんください。

9月24日、「宇宙船地球号を守る為の陳情・地球社会建設決議陳情書」が、横浜市在住の荒木實氏から提出されています。

1 1月16日、「戦争法制である平和安全法制を廃止することを求める陳情書」、「TPPからの撤退を求める陳情書」、「マイナンバーの実施を中止する陳情書」、「『地域創生』押しつけに反対し、地域を活性化させる施策を求める陳情書」、「安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める陳情書」が、国民大運動広島県実行委員会議長、川后和幸氏から提出されています。

1 1月17日、「マイナンバー制度の施行凍結を求める意見書採択を求める陳情」が、広島県保険医協会理事長、長谷憲氏から提出されています。

諸般の報告は以上でございます。

~~~~~○~~~~~  
○議長（山吹） 以上で報告を終わります。

これより日程第4、一般質問を行います。9名の議員より通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、3番、立花議員の発言を許します。

立花議員。

~~~~~○~~~~~

○3番（立花） おはようございます。

3番の立花慶三でございます。どうぞよろしく願いいたします。

2点ほど質問をさせていただきます。

初めに、東公民館の建てかえについてということで、9月の定例議会において町長より、西公民館が終わり次第取り組みたいとの回答がありました。かつて公民館は青少年健全育成の拠点として、青年団や若者サークルが多く利用し、ミカン狩りとかクリスマスパーティー、老人ホームの慰問など、男女の交流の場でもありました。しかし、近年は残念ながら社会形態の変容によって、活動どころか組織も消滅状態になっているのが現状のようです。これらのことが非婚化による少子化の原因に直結しているなどとは申しませんが、熊野町が自主性、主体性を発揮し、地域創生に取り組もうとする今、地域発展の原動力となる若者が自由に活動ができる環境づくりのためにも、ぜひ時代にマッチしたすばらしい公民館の構想に取り組んでいただければと思います。

そういった観点から、西公民館はまだ完成いたしておりませんが、東公民館に対する構想をお聞かせいただきたいと思います。公民館の役割、または機能性などが考え方も30年前のものとは違っているのかどうか。そして、災害時の避難場所として活用する場合の条件として、どのように考えておられるのか。駐車スペースが利用者にとって重要条件だと思われませんが、どのようにお考えでしょうか。利用者についておおよそどの地域の人たちを網羅できれば町内の均等が図れるとお考えでしょうか。ということ東公民館の建てかえについては質問をさせていただきます。

続きまして、熊野町のPR用のDVDについて。現在、有名監督によって熊野町をPRするための映画を制作中とのこととあります。24年に制作されたDVDは筆の町として教育面に関する内容が濃かったように思いますが、350本制作されて、県内外への視察時や書道科のある大学、県内の教育委員会などに配布されたとのこととあります。費用対効果についての回答を求めるのは厳しいかも知れませんが、成果を見越しての事業だと思われしますので、すばらしいものができ上がることを期待する中で、次の3点についてお伺いいたします。制作の趣旨、目的について。そして、活用方法について。そして成果をどのように検証していくのか。

以上2点についてお尋ねをさせていただきます。どうぞよろしく願いします。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 町長の答弁を許します。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 立花議員の二つの御質問、「東公民館の建てかえについて」と「熊野町PRDVDについて」の御質問にお答えいたします。

まず、最初の御質問、東公民館の建てかえについてでございますが、昭和54年に開館した東公民館は、生涯学習の拠点、あるいは地域住民が集う交流の場として、住民の皆様の御支援、御協力のもとに、地域に根差した施設運営を行っております。各所修繕を重ねてはおりますが、築36年の経過により相当老朽化が進んでおります。駐車スペースも狭く、利用者に御不便をおかけしております。

防災面を申しますと、地域防災計画で災害時の避難所に指定しておりますが、平成14年に県が公表した土砂災害危険箇所にも東公民館が立地することが判明いたしました。本年度から土砂災害防止法に基づく基礎調査を県が実施しておりますが、地形の状況から、一帯が警戒区域に指定される可能性がございます。

こうしたことから、西公民館の移転が完了し、都市再生整備計画事業の主要部分にめどがついた時点で東公民館の整備計画に着手したいと考えております。その際には、現施設の懸案事項を踏まえ、設置場所、規模、構造及び機能などについて、基本計画の段階から住民や議会から御意見をお聴きしたいと考えております。

次に、2番目の御質問、熊野町PRDVDについてお答えいたします。

今回のPRビデオは、熊野町の魅力発信を目的に、国の交付金を活用して制作しております。完成は来年3月を予定しております。内容は、熊野町を舞台としたドラマ仕立ての本編と、筆づくりの工程の紹介で構成し、インターネットでの配信を中心に、さまざまな場所での活用を見込んでおります。

詳細につきましては、総務部長から答弁をさせます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 岩田総務部長。

~~~~~○~~~~~

○総務部長（岩田） 立花議員の熊野町PRビデオについての御質問にお答えいたします。

まず、制作の趣旨でございますが、近年、本町の特産品である熊野筆は、閣僚の署名用として、また国民栄誉賞の副賞として選ばれるなど、その知名度は格段に向上してまいりましたが、全国一の筆の生産地である「熊野の町」についても興味を持っていただ



くため、熊野町と筆とのかかわり、それから熊野町が有するまちの魅力などを紹介するPRビデオを制作することとしたものでございます。

制作に当たりましては、昨年度、熊野筆文化大使に就任いただいた石坂浩二氏にナレーターとして御協力いただき、監督は、日本アカデミー賞優秀監督賞を受賞されたこともある佐々部清氏に手がけていただいております。

内容といたしましては、本町を舞台としたストーリー性の高い短編映画調のものとなっており、物語の中に町の観光スポットや熊野筆などの伝統文化を盛り込むことで、熊野の地域特性をPRしたいと考えております。

次に、活用方法でございますが、完成後は、インターネットの動画サイトでの配信を始め、このたび改修いたします筆の里工房の情報コーナーや各種イベントでの上映を考えております。また、PRビデオは、筆事業所など熊野町や熊野筆をPRしていただける方への無料配布も検討しております。

最後になりますが、成果をどのように検証するかという御質問でございますが、ビデオ制作による効果検証には困難な面はございますが、インターネットでの閲覧状況、それからDVD配布先での反応等を中心に、検証に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 立花議員。

~~~~~○~~~~~

○3番（立花） 先ほどの東公民館の建てかえについてですが、もちろん多分というのはおかしいですが、太陽光発電というのは設置されるんだろうと思いますので、そのあたりのことはやはり山陰にならないとか、日当たりのいいとか、そういうことになると思いますが、それは私の思いはどうなんでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 民法教育部長。

~~~~~○~~~~~

○教育部長（民法） 現在、建築中の西公民館のほうには太陽光発電をしておりますので、また東公民館のほうもそういった計画段階に入りましたら、今の時代ですから、こういった太陽光発電のほうも検討していきたいと思っております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 中村生涯学習課長。

~~~~~○~~~~~

○生涯学習課長（中村） 先ほど部長のほうがおっしゃったとおり、検討してまいりたいと思っております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 立花議員。

~~~~~○~~~~~

○3番（立花） 検討というか、多分つくんだらうと思うんですが、場所についてそういったことも考慮に入れて選択をされるんだらうと思います。

それから、駐車場も広くするということが今からはどこでも条件としては一番大切なことだらうと思いますが、どれぐらいの台数が置ければいいとかいうところはお考えがありますでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 民法教育部長。

~~~~~○~~~~~

○教育部長（民法） 現在のところ全く白紙ではございますが、西公民館のほうで現在50台ということにしておりますので、建物の規模等を考えましてまた検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 立花議員。

~~~~~○~~~~~

○3番（立花） それと、公民館を建てるに当たって機能というか、役割というか。以前私たちが青年のころに利用していたころは、サークルで一部屋借りるというところちょっと語弊があるんですけども、ロッカーを準備してもらって、いつでも使えるような、そんなような状況をつくってもらっておりました。

先ほどもおっしゃったように、その中でいろいろと行事を検討したり、あるいは施設に

慰問しようかとか、そういうような準備もしやすいような状況であったんですけども、公民館というのはやはりいろんな規制とかそういうものがあると思います。そういったものも少しなりとも緩和してもらって、なかなか集みにくい若者たちが自然と集っていけるような、そんな環境づくりというものをお願いしたいと思うんですけども、そこらあたりのことは。まだ、西公民館はできておりませんし、活用もされておられませんから難しい面はあるかもわかりませんが、もしわかればそこらあたりのことをお聞かせいただきたいと思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 立花副町長。

~~~~~○~~~~~

○副町長（立花） 先ほど町長が御答弁申し上げましたとおり、西公民館の都市再生整備計画事業にある程度のめどが立ったときに、それから住民の方や議会とも相談させていただきながら、東公民館はどうあるべきか、防災の面から考えてどうあるべきかということ調整しながら検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 立花議員。

~~~~~○~~~~~

○3番（立花） ありがとうございます。どうぞよろしく申し上げます。

それと、DVDのことについてですけども、成果を検証するというのは非常に難しいということは誰でもわかるんですけども、そうはいってもやはり国からの補助としても何としても、やはりそれだけの費用を使ってつくるといふことですから、それなりの検証の仕方というものが何かあっていいし、その目的というものも何もなくて資金がつかからしようというのではなくて、やっぱりそこらは考えておられるんだろうと思いますので、もう少しわかりやすいようなこととお話を聞かせていただければと思います。

と同時に、前回のDVDは書道科、低学年の書道科が全国ではまだ3年以上が書道科を持って、熊野町では独自に1、2年生の低学年がやっていると。非常に教育面でも成果を上げています。その成果を上げた状態でもって全国的に展開をしてもらいながら、全国でそういう1、2年生の低学年から書道科を設けていただければ、ちょっと変な言い方かも知れませんが、筆の産業のほうも需要がふえて、結局町の財政のほうも潤って

くるというか、そういうことにもつながってくるんじゃないかと思えますけども。

そういった観点も含めながら、先ほどは筆の里工房に置くとか、インターネット配信をしながら、その閲覧状況、何人見ているとかいうのがあると思えますし、アンケート等もとられればあるんだらうと思えますけど、ざっと一般的な人ももちろんですけども、ある程度目的を持ってこのあたりのところへお配りをして、そして広めていって、最終的には国のほうに要望事項として取り上げていただいて、先ほど言いましたような状態で、小学校でも使っていただいたり、あるいは熊野町にいろんな旅行者が来られるとか、そういう結果になればいいと思えますので、そこらあたりの細かい人数はわかりませんが、大体どういう感じで検証していこうということだけでもいいですから、教えていただければと思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 時光商工観光課長。

~~~~~○~~~~~

○商工観光課長（時光） まず、成果の検証ということでございますが、成果の検証につきましては、先ほど申しましたとおり、このビデオは熊野町をできるだけ多くの方に知っていただくというのが目的でございますので、インターネット等で配信しますと閲覧状況とかわかるようになっておりますので、そういったことで把握していきたいというふうに思っております。当然配布先の方にもいろんな反応というのはお伺いして、その反応に応じたまた取り組みにつなげていくということも必要かと思っております。

また、それから配布でございますが、より多くの人に見ていただけるような、そういう場所への配布、例えば町外の図書館も含めまして配布するとか、それとか人が集まるようなところでの上映をいただけるようなところにお配りするとか、そういったことでどんどん町のPRにつなげていって、その先にまた国の動きといいますか、できれば先には熊野町にどんどん人に来ていただいて、集まるようになっていただくというのを最終的な目標になるのかなというふうに思っております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 立花議員。

~~~~~○~~~~~

○3番（立花） インターネット配信は手っ取り早い方法だと思うんですけども、なかなか

かインターネットを使って見るということができないんじゃないかと思う。私自身を思うんですが、私自身も町のホームページを開くことはほとんどありませんでしたし、多分この映画ができて、もう少しPRしてもらわないと皆さんは見てくれないんじゃないかと思えますし、インターネットを見てくださいというようなPRは、あなたが何かできますかね。そこらあたりのことがわかればちょっと聞いてみたいと思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 時光商工観光課長。

~~~~~○~~~~~

○商工観光課長（時光） おっしゃるとおり、ホームページを見られる方は限定されることもあろうかと思いますが、例えばできましたら町広報のほうにこういうものができましたという紹介は当然させていただきます。そういう中でどういうところで見れるかということと、当然うちもホームページは見てもらいたいのので、こちらの宣伝としても上げていきたいというふうに思っております。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 立花議員。

~~~~~○~~~~~

○3番（立花） いずれにしても熊野町をPRする本当にいい機会だと思いますので、私たちが全力を挙げてPRしていく、多くの人に見ていただくように努めていきたいと思っていますので、どうぞよろしくお願いします。

ありがとうございました。質問を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 以上で立花議員の質問を終わります。

続いて、5番、沖田議員の発言を許します。

沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（沖田） 5番、沖田です。私からは2点についてお伺いいたします。

まず、1点目に学校保健安全法に基づいて各市町村、教育委員会が行うことが義務づけられている小学校入学時の健康保持などのために行う就学時健康診断についてですが、熊野町においては第一小学校から第四小学校までの町内全ての小学校に入学する児童が町民会館で一度に健診を受けております。200名を超える児童が受診するため大変混

雑し、保護者の負担が大きいと、各小学校で実施していただきたいとの御要望を多数伺っておりますが、教育委員会の御所見をお伺いいたします。

2点目に、放課後児童クラブについてですが、熊野町子ども・子育て支援事業計画の中に、児童福祉法の改正により指導員を放課後児童支援員及び補助員とし、その支援員の有資格化を明確にするるとともに、支援員等への研修の推進、町内各クラブ間の情報交換の推進、児童クラブ運営マニュアル等により支援員等の資質の向上に努め、各児童クラブが均質でかつ質の高い保育を行えるよう努めますとありますが、具体的に子供たちの学習や遊びのサポートをされている支援員のかかわり方について、現状をお伺いいたします。

また、本やブロックなど絶対数がなく、児童が仲よく過ごすためにも、今後さらに充実していただきたいとの御要望もお聞きしておりますが、その点についてもお伺いいたします。

以上2点について、御答弁よろしくお願ひいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 町長の答弁を許します。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 沖田議員の二つの御質問うち、2番目の「放課後児童クラブについて」の御質問は私から、1番目の「就学児健康診断について」の御質問は教育部長から答弁をさせます。

子ども・子育て支援新制度が本年4月から施行され、本町の放課後児童クラブは、これまでの小学校1年生から3年生までの対象学年を1学年拡大し、4年生までとしたところであります。児童クラブでの活動を通じ、基本的な生活習慣や自主性、社会性、創造性を健全に育むためには、日々、子供と接する支援員の資質を高め、本や遊具といった備品を充実させることは極めて重要であると考えており、児童クラブにおける保育環境の充実に努めているところでございます。

詳細につきましては、民生部長から答弁をさせます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 清代民生部長。

~~~~~○~~~~~

○民生部長（清代） 沖田議員の放課後児童クラブの御質問について、詳細にお答えします。

放課後児童クラブは、11月1日現在、町内の小学校4校において9クラス236人の児童を受け入れ、放課後児童支援員と補助員31人で運営しております。

児童クラブにおける支援員等の役割は、子供たちが安全に安心して暮らせる居場所の確保、心から楽しいと思える時間づくり、喜びや感動を共有する仲間づくりなど、保護者と連携して育成支援・子育ての支援を行うものと考えております。

児童クラブにおける支援員のかかわりと流れですが、授業を終え児童クラブに帰ってきた児童には、おかえりの挨拶で迎え、宿題に取りかかるよう指導し、宿題を終えた児童から順次自由時間とし、児童の帰宅時間まで教室や校庭などで安全に楽しく遊ぶ環境づくりを支援しており、遊びの状況に応じて複数の支援員が協力して子供を見守り、安全確保に努めております。

次に、本やブロックなど備品の充実についてですが、各児童クラブには、絵本・漫画・図鑑など図書類や、DVD、トランプ・将棋・オセロ・パズルなどの室内用ゲームや玩具、なわとび・バドミントン・サッカーボール・ドッジボール等の屋外用の遊具があり、これらの選定については予算の範囲内で毎年購入しておりますが、図書類はかなり古く傷んだものも多く、整理しなければならない状況も見受けられます。

豊かな遊びを通じた児童の健全育成に向け、現場で働く支援員の声を十分に聞きながら、引き続き、遊具等備品の充実に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 民法教育部長。

~~~~~○~~~~~

○教育部長（民法） 沖田議員の就学時健康診断についての御質問にお答えします。

就学時健康診断は、学校保健安全法第11条の規定により市町村教育委員会が行うこととなっております。熊野町では、平成16年度までこの健診を各小学校において実施していましたが、平成17年度からは町民会館において、町内4校の入学予定者全員を対象として、一度に実施しております。これは、4回実施していた健診を1回にすることにより、事務の軽減、学校医の負担軽減等を図るということと、通学区域の弾力化により、健診時において入学する学校が決まっていない児童もいるという理由からでござ

ざいます。

今回でも、200人余りの子供と保護者が一度に集まるということで、会場内を初め、駐車場等の混雑もありましたが、各部署の職員にも応援をしてもらい実施することができました。今後につきましてもできる限り、御迷惑をおかけしない方法で対応していきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思ひます。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（沖田） まず、就学時健康診断についてなんですが、今部長のほうから答弁がありました。事務の軽減、学校医の負担軽減ということでありましたが、そもそもこの就学時健診というのは子供たちの健やかな成長のために行われるものであり、学校保健安全法に基づいて実施されているものであると思ひます。今言われた事務軽減や学校医の負担軽減というのは、保護者や児童に寄り添ったものではなく、実施主体である教育委員会のための負担軽減というふうにとれますが、これはおかしいんじゃないかと思ひます。この点についていかがでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 民法教育部長。

~~~~~○~~~~~

○教育部長（民法） 以前は子供たちにその学校を見ていただくということもございましたが、やはり答弁で申し上げましたように、4回実施いたしますと学校医の方も4回、そして小規模校でございますと、なかなか先生の対応も、体育館に集まって教室に移動とか、そういった人の面もございますので、現在は一堂に会して町民会館のほうで行っております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（沖田） たびたび学校医の負担ということをおっしゃいますが、200名を超える児童が一度に健診をするということで、大変町民会館の中は混雑しております。子供



たちの声がわいわいがやがやする中で、内科検診において聴診器で胸の音が本当に聞こえるのか大変疑問であります。機械的に、形式的に健康診断をするのではなく、子供たちの健やかな成長のために丁寧に行われるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

~~~~~〇~~~~~

○議長（山吹） 民法教育部長。

~~~~~〇~~~~~

○教育部長（民法） 人数のほうは200人以上、たくさん多いんですけども、やはり健診のほうは専門のドクターのほうが当たっておりますので、こちらのほうは学校でも町民会館でも同じように慎重にはさせていただきます。

以上でございます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（山吹） 沖田議員。

~~~~~〇~~~~~

○5番（沖田） 実際に、就学時健診に行かれた保護者の方からお伺いいたしましたが、内科検診においてもふだんの子供たちの状況などを聞かれることはなく、胸の音を聞くだけで、次々に健診が行われていたという実態がございます。

また、町民会館を借りるということで、町民会館で行われているグループ活動も停止して行われているという現状がございますが、これについてはいかがでしょうか。

~~~~~〇~~~~~

○議長（山吹） 民法教育部長。

~~~~~〇~~~~~

○教育部長（民法） やはり200人が集まりますので、他のグループの方にはちょっと申しわけないんですけども、年に1回、これも現実には午後1時から3時には終了しておりますので、2時間の間、そういったことでこの健康診断のために充てております。

以上でございます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（山吹） 沖田議員。

~~~~~〇~~~~~

○5番（沖田） この就学時健診に対してなんですが、健診に来られる児童が第1子の場

合は、第2子、第3子とともに来られている保護者もおりまして、待ち時間も長く、大変負担が大きいと伺っております。その点についてはいかがでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 民法教育部長。

~~~~~○~~~~~

○教育部長（民法） 実際問題、沖田議員さんが言われるとおり、小さい子供さんもいますので、かなりわいわいがやがやしているというのはお聞きしております。

実際、確かに大変ということもございますが、1時間弱で終わっておりますので、うちのほうとしましては、今後、例えば木曜の午後なんかでできればもっと時間を広くとって、ゆったりとすることもできると思いますので、またこういったところ、医師会等も相談をしてみたいと思います。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（沖田） 今回健診に行かれた保護者の方からは、第一小学校の制服や体操服についての案内プリントはありましたが、ほかの小学校についてはなかったので大変不安に思ったとの声もありますが、この点についてはいかがですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 横山教育部次長。

~~~~~○~~~~~

○教育部次長（横山） 第一小学校の制服に関しましては、被服協会、被服連盟のほうでその対応をいただいたということで聞いております。その他の学校についてはそういった対応はしていないということで伺っております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（沖田） 町内全ての小学校に入学される予定の児童が来られるのであれば、このような偏った案内をするのではなく、案内プリントを出すなら全小学校の案内プリント

があるべきだと思います。

この町民会館で一度に行うことにより、同じ小学校に通う児童や保護者がわかりにくいということもあり、保護者の方が情報交換もできないといった現状がございます。この点についてはいかがでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 民法教育部長。

~~~~~○~~~~~

○教育部長（民法） まず1点目の先ほどの案内プリントの件でございます。こちらのほうは来年度以降、各学校のほうでちょっと先ほどの制服案内、こちらのほうは同じように出せるかどうか、学校のほうに公平になるように働きかけてみたいと思います。

それから、2点目でございます。やはり同じ学校の方がわかりにくいというのもございます。学校同士である程度時間帯を同じにはしておりますけども、こちらのほうも時間ももっとゆっくりとれば、学校ごとにしてまいりたいと思います。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（沖田） この就学時健康診断に関しては、小学校で実施することにより、子供たち、また保護者が入学を意識する大きなきっかけになります。親子で通学路の確認ができたり、同じ小学校に通う保護者や児童との交流ができたり、幼稚園や保育園とは違う大きな校舎や広い校庭に、入学への期待感が膨らんでいきます。また、ほかの市町では健診の数日前から上級生が案内の練習をしたり、手づくりの番号札を準備したりする学校もあるようです。就学時健診をきっかけに入学への期待感が膨らむよう、新1年生を迎える準備をしているようです。ぜひとも熊野町でも取り入れていただきたいと思いません。

就学時健診については以上で終わります。

次に、放課後児童クラブの支援員についてですが、先ほどお聞きいたしました支援員の子供たちへのかかわり方については十分わかりましたけれども、熊野町の子ども・子育て支援事業計画にうたわれておりますことについて、改めてまたお伺いいたします。

支援員についての研修の推進について、町内各クラブ間の情報交換の推進について、

また児童中心のマニュアル、児童クラブ運営マニュアルについてお伺いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 光本民生部次長。

~~~~~○~~~~~

○民生部次長（光本） 児童クラブの支援員の研修についてですが、児童クラブに我々熊野町民生課のほうの主催をして行います研修は、まず全員研修、これ支援員31名おりますが、全員研修を年に2回実施をすることにしております。年度当初の4月にまず全員の研修で、マニュアルを作成しておりますが、このマニュアルをもとに研修を一通り運営について、それと事故等があった場合のそういった対応について、危機管理体制についてもあわせて研修を行っております。

2回目の研修については大体夏ごろをめぐりに毎年行っております。ことしは7月に発達障害の子供の対応についてということで、県の児童相談所のほうから講師を招いて実施をいたしております。

それと、4校、4クラブの主任を対象にした研修といいますか、これは会議になりますけども、連絡会議ということで、3カ月に1回を目安に行っております。クラブ間の情報交換、確認事項を中心に行っております。

それと、これは各クラブごとに実施をしておりますが、各クラブで大体月に1回は最低行っていただくということで、実施をしております。これは場合によって毎回じゃないですけども、内容によりまして民生課のほうの職員も同席をしております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（沖田） 平成27年度においては、小学校4年生まで利用学年を延長しており、第一、第四児童クラブは3クラスに分けておりますが、町内の各児童クラブの定員数と利用児童数、また過密状態についてお伺いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 光本民生部次長。

~~~~~○~~~~~

○民生部次長（光本） 各クラブごとの定員数と児童数について回答いたします。

第一児童クラブ、3組で定員が120名、児童の数は81名でございます。入所の児童の数です。第二児童クラブ、定員が26名、これ1組でございます。26名で、現在24名の状況で、今空きが2人ということで、ほぼいっぱいに近い状況でございます。第三児童クラブにつきましては、これは2組でございますが、定員72名のところ入所児童数44名でございます。最後に第四児童クラブ、これは3組でございますが、定員119名のところ児童数87名でございます。全体で定員が337名、入所児童者数が236名でございます。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（沖田） 今お聞きしたとおりであれば、熊野町においては児童クラブに入れなかった児童はいらっしゃらないということで、過密状態にはないと理解してよろしいですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 光本民生部次長。

~~~~~○~~~~~

○民生部次長（光本） 本町におきましては、4月の年度当初から現在に至るまでどのクラブも定員数をオーバーしておりませんので、待機児童も出ておりません。という状況でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（沖田） 熊野町子ども・子育て支援事業計画の中には、仕事等で昼間保護者が家にいない小学校児童に、遊びや集団生活の場を提供するために、町内の全小学校に設置している放課後児童クラブの保育内容の充実を図りますとありますが、具体的にはどのような充実を図られたのかお伺いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 光本民生部次長。

~~~~~○~~~~~

○民生部次長（光本） まず、保育内容の充実とあわせてこの児童クラブの一番の目的なんですけども、子供に安心・安全、特に事故、けが等がないようにということが中心になろうかと思っておりますので、支援員のそういった安全管理も含めた体制と研修について、重点的に先ほどの答弁で申し上げましたようなことに取り組んでおるような状況でございます。

それと、当然子供の遊びという、もう一つの重要な役割がございます。ということで、御質問にもありましたように、児童クラブの自由時間に子供たちが遊びの場で使用する図書類であるとか、屋内ゲームであるとか、屋外用の遊具等の購入等にも努めております。こういったところも現場の支援員の声を反映しながら、徐々に整備をしてきておるような状況でございます。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（沖田） ただいまの御答弁の中に、現場の支援員の声を聞いていくといったことがございましたが、雨の日には子供たちが校庭に出られないため、狭い教室の中で大変支援員さんも御苦労されているとお伺いしております。この雨の日に体育館を使用したという御要望がございますが、それについてはいかがお考えでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 光本民生部次長。

~~~~~○~~~~~

○民生部次長（光本） 現在まで当然雨の日も雪とかというときも、これから冬にかけて予想はされますけども、現在まで、雨に日に学校施設である体育館を使用して児童クラブの子供をそこで遊ばせたということはありません。今後についても、それぞれのクラブの状況によりますけども、今のところその点について、現場の支援員と詰めたいろいろな意見交換等はしたことがないのが実情でございます。ということで、全く考えてない、今後も一切予定しないということではございません。

ただ、学校施設をおかりするということになりますので、教育委員会、学校ともよくよく調整を必要としますので、今後そういった状況が必要であれば検討課題ということで捉えていきたいと思っております。

以上でございます。

〇議長（山吹） 沖田議員。

〇5番（沖田） 今後考えていきたいという御答弁だったんですけども、平成26年7月に、厚生労働省と文部科学省から、放課後子ども総合プランについての通達があったと思われま。この中で、学校施設を活用した放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施促進というものがうたわれております。内容といたしましては、学校は放課後も児童が校外に移動せずに安全に過ごせる場所であり、同じ学校に通う児童の健やかな成長のため立場を超えて放課後対策について実施主体にかかわらず連携して取り組むことが重要である。このため、市町村は放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に当たって、学校教育に支障が生じない限り、余裕教室や放課後等に一時的に使われていない教室等の徹底的な活用を促進するものとするかとあります。

また、平成27年4月1日から施行されております地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律に基づく新たな教育委員会制度では、全ての地方公共団体に首長と教育委員会を構成員とする総合教育会議を設けることとなっており、この総合教育会議を活用し、首長と教育委員会が総合的な放課後対策のあり方について十分に協議し、放課後等の活動への学校施設の積極的な活用や放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的なまたは連携による実施の促進を図っていくことも重要であるとありますが、この通達が届いていると思いますが、この点について、熊野町では話し合いはされていないのでしょうか。

〇議長（山吹） 光本民生部次長。

〇民生部次長（光本） 先ほど言われました国からの通達は十分承知をしております。熊野町の場合、特に今年度4月から新制度が始まりまして、まず先に取り組んだのがまず学年の拡大ということで、小学校1学年拡大したところでございますが、この放課後子どもプランの文科省と厚労省、民生部と教育委員会との連携についてということで、まず学年の拡大について、具体的に教室の確保、教育委員会のほうから提供いただくということで、検討、実現したようなところでございます。

ただ、具体的なこの先の、例えば今教育委員会のほうでも実施をされております放課後子ども教室と児童クラブの連携をどのようにしていくのかということにつきましては、これは従来から児童クラブの子供も放課後子ども教室が利用可能であるということで、どちらも子供の選択によって利用できるというような環境づくりも行っております。ただ単に体育館の使用とかいうレベルじゃない内容、大きな内容になっておりますので、具体的には今後、またニーズも踏まえながらこの放課後子どもプランについては教育委員会と連携を図っていくように考えておるところでございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（沖田） この放課後児童クラブの児童が、小学校の校庭や体育館を借りているという、使わせていただいているという現状につきましては、全国の2,000以上の市町で現実に現在も活用されているということです。積極的に活用を促進するということですので、ぜひとも熊野町でも取り組んでいただきたいと思います。

放課後児童クラブは厚生労働省が所管する事業で、児童の保護者に対する子育て支援と就労支援という二つの責務を担っていると思います。これは非常に残念なことではあります。町内の児童クラブにおいて、一部の支援員による児童に向けた心ない言動により傷ついている子供がいるとも伺っております。子供自身には全く関係のない親の立場をやゆした言葉を浴びせているという、絶対にあってはならないことです。支援員とは子供たちを支援する立場であります。熊野町子ども・子育て支援事業計画の推進に当たっては、人権の尊重を基本に、子供にとって幸せの視点で、子供の数だけを問題にするのではなく、子供が健やかに心豊かに育つための支援という観点で取り組みますとありますが、この点についてはいかがでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 光本民生部次長。

~~~~~○~~~~~

○民生部次長（光本） 今言われました暴言、暴力等、これは人権侵害そのものでございます。児童クラブの運営に当たりまして、支援員がまず心がけることは、こういった基本中の基本であります子供に対しての人権の尊重は、最重要ということで捉えております。



先ほど言いましたように、研修等でも逐次この点についてはまず押さえておるようなところがございますが、ただ、悲しいかな、時々やはりこういった状況は正直申しましてございました。保護者等からのそういった情報提供、苦情等もございます。その場合につきましては、これ当然私ども民生課のほうが事実確認をするのはもちろんですが、具体的な状況、支援員にまずは確認すること。それと場合によっては子供、保護者のほうにも確認して、事実確認をした上で適切に対応するというように行っておるところでございます。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（沖田） 子供たちは大人の姿を見て学んでいくと思われま。この放課後児童クラブ支援員の資質の向上に今後一層努めていただき、各児童クラブが均質でかつ質の高い保育を行えるよう今後一層の努力をされますよう強く求め、全ての就労児童が放課後等安全、安心に過ごし、多様な体験活動を行うことができるよう要望いたして、私の質問を終わります。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 以上で沖田議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

再開は10時50分からです。

（休憩 10時36分）

（再開 10時50分）

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

引き続き一般質問を行います。

10番、大瀬戸議員の発言を許します。

大瀬戸議員。

~~~~~○~~~~~

○10番（大瀬戸） 10番、大瀬戸でございます。

二つの質問をさせていただきます。

まず一つ目、前回の一般質問で地方版総合戦略につきましてお聞きしました。主に人口問題に関する将来像をどう捉え、今後の施策に生かしていくかというものでした。その後、総合計画とともに検討されてきたかと思いますが、今回はこの総合戦略に筆文化という観点をどのように折り込んでいくのかお尋ねします。

改めて言うことでもありませんが、熊野町におきまして筆文化は一つの骨格をなすものです。筆産業のみならず、筆によって発生するあらゆる文化は我が町の大きな財産であり、将来につなげていべき宝とも言えます。これまでも町を挙げて発信してきたことではありますが、今後の位置づけと具体的な施策をお聞きいたします。

次に、2年前に質問しました少子化に対応する学校のあり方について、再度質問いたします。中学校の生徒数が今後減少することを踏まえ、統合を含めた検討が必要ではないか、また、その場合のメリットやデメリットはどうかという議論でした。そのときの答弁は、中学校に関しては今のところ現状で問題はないが、将来、生徒数が減少する可能性もあるので研究する、検討していくとの前向きな答弁でした。また、小学校におきましては、今すぐの対応は感じていないとのことでした。

そこで、今回は中学校の統合に関する質問をします。今後生徒数が大幅に減少する推計がますます信憑性を増してきた中で、熊野町の中学校の近い将来のあり方について、その後検討されてきたかどうか。検討されたならばその内容をお聞かせください。そして、10年後の中学生及び中学校の実態に即した教育環境の整備について、その方針をお聞きします。

以上2点について、前向きな答弁を望みます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 町長の答弁を許します。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 大瀬戸議員の二つの御質問うち、1番目の「熊野町総合戦略について」の御質問は私から、2番目の「中学校の統合について」の御質問は教育長から答弁をさせます。

「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、人口減少の克服、地域の活性化に向けた具体的な目標や取り組みを掲げる地方版総合戦略につきまして、国は、その地域の特色や

地域資源を生かした住民に身近な施策を盛り込み、そして実施するよう地方公共団体に求めています。議員の御質問にございます筆の文化につきましては、他の自治体にはない、本町固有の大変重要な地域資源であることは言うまでもないところであります。

昨今、特産品の熊野筆によって熊野町の名前は全国的な知名度を有してまいりましたが、一方で、町の定住・交流人口の増加という点ではいまだ効果は限定的であることから、今後、教育、福祉、観光などのさまざまな面において、筆の文化を生かした特色のある施策を実施し、子育て世代の定住を推進していく必要があると考えております。

このような観点から、総合戦略におきまして、例えば、今年度の筆文化をテーマとした町のPRビデオの制作や、2020年に開催されます東京オリンピックの場を有効に活用するなど、国内外の方に広く熊野筆及び熊野町の魅力を発信する取り組みや、筆の里工房を拠点とする観光・交流の場の整備を検討するなど、筆文化を利活用した取り組みを掲げてまいりたいと考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 林教育長。

~~~~~○~~~~~

○教育長（林） 大瀬戸議員の2番目の御質問、中学校の統合についてお答えいたします。

本町は、昭和40年代半ば以降の急激な都市化の進展により人口が急増したことに伴い、昭和56年に熊野東中学校を開校して、熊野中学校との2校制となっております。当時1,428人だった生徒数は、昭和61年の1,748人をピークに減少し、平成12年から700人台となっており、本年度は723人でございます。クラス数は熊野中学校が9クラス、熊野東中学校が12クラスとなっております。

一方、平成14年からの通学区域の弾力化に伴い、生徒数は熊野中学校が減少し、熊野東中学校が増加しております。町内に中学校が2校あることで、両中学校の生徒は、学力向上や部活動において切磋琢磨して頑張っているところでございます。

今後の人口推移を見ても、生徒数のさらなる減少が見込まれますので、議員御指摘のとおり、10年先を見通した学校運営を計画していく時期に来ていると考えております。部活動においては、現在、野球部、サッカー部、吹奏楽部などは両中学校にあり、ないのは熊野中学校では柔道部、熊野東中学校で剣道部となっております。今後、生徒の減少に伴い、団体競技におけるチームが組めない、また、顧問の先生の不足とい

った事態など、生徒の教育環境が低下しないよう検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 大瀬戸議員。

~~~~~○~~~~~

○10番（大瀬戸） ありがとうございます。

まず、筆文化に関することですが、今総合戦略というか、総合計画のほうを中心に、今ちょうど見直す時期と重なってやっているというふうに聞いております。それで、総合戦略のほうにも何らかの形として熊野らしさを出すときに筆というのは欠かせないということだと思っております。現実には、全国の人たちと話をするときには、熊野の筆ということでは知名度は結構あると感じております。逆に言うと、それがあからこそちょっともったいない、まだ生かし切れてないという感じがしております。

そういった意味で、この総合計画、それから総合戦略、こっちのほうにももっともっと折り込んで、熊野に筆ありきということを積極的にこれからはしなければならないというふうに思っております。

内容は、皆さんお考えでありましょうし、我々もずっと若いころから、筆業者ではないけれども、皆さんと一緒に考えてきたという経緯もございます。もう一度町の内外を問わず、国も問わず、今はネットの時代でありますし、SNSですぐにどこでもつながる時代でございますから、これを得意とする若者を巻き込んで、どんどんどんどんPRしていくチャンスだと思っております。

具体的にその拠点となるのは、先ほども話がありましたように筆の里工房かと思っております。筆の里工房を拠点にして新たな発信基地という考えを今後もっと深めていただきたいというのが一つの望みであります。

そこで、筆の里工房、それからセレクトショップTAUとかいうあたりの現状と、これからのもっと広げる、あるいはどのように運営していくのかという展望あたりをもう一度確認したいと思っております。よろしく申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 岩田総務部長。

~~~~~○~~~~~

○総務部長（岩田） 冒頭町長が申しましたとおり、筆の都熊野と全国的に知られるとこ

ろとなりましたし、今議員さんのほうも、筆はうちの熊野町の骨格をなすものという指摘をいただきました。そういうことがありますので、熊野筆と熊野町の魅力というのは、先ほども述べましたが、情報発信に今後努めていきますし、今策定中の総合計画、また総合戦略でも、筆とか、熊野筆、筆の都熊野というのを積極的に活用していきたいというふうに思います。特に、今文化の御指摘がありました、文化に触れることができる町、また文化を発信することができるというのは、その選択定住の強みをなすというふうには考えます。

また、御指摘の文化だけではなく、今の産業、それから伝統、あと教育、また観光といった熊野町が筆にかかわっている取り組みは多岐の領域にわたっているというふうに思いますので、そういうふうに多角的に筆を捉えて、これを選択定住の競争の中でうちが優位性を示していくという計画にぜひしていきたいというふうに考えてございます。

それから、筆の里工房のセレクトショップについてはちょっと私はお答えはできませんが、今の筆をキーワードに有効に活用するというところでございますと、やはり筆の里工房はその拠点になると思います。年間約七、八万人ぐらいの来館者があるかというふうに聞いておりますが、そういった方が、そこで七、八万人の人間が交流をしているというところでございます。したがって、今後工房へのアクセスの向上であるとか、工房と市街地の一体間であるとか、今言います工房の拠点化の一層の強化というんですか、こういうものをぜひ図っていく必要はあるのかなというふうに思います。今後、計画をつくる中でそういうのをじっくり審議会の中で検討していきたいというふうに考えております。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 大瀬戸議員。

~~~~~○~~~~~

○10番（大瀬戸） よくわかりました。ぜひとも進めていただきたいと思います。

それから、先ほど出ましたけれども、PRビデオがこの春にできるということで、伺うところによりますと、かなり著名な監督さんが、いわゆる行政がつくるPRビデオとは一風違ったものができそうだというふうには伺っておりますが、もし映画界で著名な人であるならば、むしろ映画の文化を媒体に広げていくとかいう形で、映画雑誌にどんどんアピールするだとか、映画を好きな人というところとか、とにかく手当たり次第、できることはやっていただきたいと思います。

また、オリンピックという話もございました。これも大いにチャンスが訪れると思います。今広島市に限りませんが、今結構海外の人が、円安のこの関係かどうか知りませんが、観光客が大勢訪れているのが目立ちます。広島市まではたくさんの今外国人が観光に訪れているようです。わずか車で30分程度の町ですから、ぜひともこの世界遺産で来た観光客かもしれませんが、ぜひともこの熊野に立ち寄っていただけるように、恐らく海外の人から見たこの筆文化というのは、非常におもしろい、非常に興味をそそる文化だと思いますので、そのあたりに猛烈にアピールをしていただきたい、そのように考えております。

今後、このいわゆる国に提出する計画のみならず、熊野町の目標として常にテーマとして掲げていくことだと思いますので、これを機にあらゆる可能性を研究していただきたい、そのように思います。これにつきましては答弁は結構でございます。

続きまして、中学校の統合についてお聞きします。ちょうど2年前の12月議会で質問させていただいております。ほとんど同じ内容でございます。

まず、先ほどの教育長の答弁にもございましたように、人口推計が今後中学生の生徒数は減っていくだろうというふうを考えられるというお話でございましたので、具体的にどのぐらいの数字になっていくのか、もう一度確認させていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 民法教育部長。

~~~~~○~~~~~

○教育部長（民法） 住民基本台帳のほうを確認してみますと、現在の3歳までは大体200人大体超えてる、少ないところでも193人程度でございますけども、現在のゼロ歳はまだ半年余りですので、今の1歳、2歳は160人、170人程度とちょっと減っております。ちなみに昨年度の出生数が161人ございました。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 大瀬戸議員。

~~~~~○~~~~~

○10番（大瀬戸） 1学年が160人とかいう時代がもうすぐそこに来ているということは、もう間違いないということになりますね。今、現在が1学年240人程度という

ことですから、かなり10年後の中学生は、私の計算では、これは社人研の数字から出していますが、10年後の生徒数の予測は550から560人ぐらいになりそうだと。東中と熊中をあわせた人数がこのぐらいになるということになります。

ちなみに私が中学生だった四十数年前は、5クラスで全校生徒が恐らく700人程度、700人弱ですね。1学年215人から220人という数字でございました。10年後にはその数よりも減るという、これは予測というよりも、もう既に数字としてあらわれているということでもあります。

前回の質問のときに町長に問いましたとき、600とか500とかいう数字になったらこれは考えざるを得ないだろうというような話をいただいております。現実にはその数字になるということがほぼ明らかでございます。こうなった場合、例えばちょうど半分ずつに割れるんならまだいいんですが、どちらかの中学校が2クラス、あるいは2クラスといいながらも限りなく1クラスに近い2クラスとかというようなレベルになってくる可能性は大いに考えられます。

そうしたときに、先ほどの質問にもありましたし、前回の質問にもありますが、クラブ活動が一番顕著に出てくる現象ですが、片方の中学校では、いわゆる普通の中学生の環境が整わなくなるという可能性が出てまいります。現に今現在でも東中学校に若干偏っております。熊野中学校は恐らく来年の1年生は2クラスになるのではないかとこの現象になっております。

ここ5年ぐらいはそれほど大きな動きはありませんが、5年を過ぎたら急激に落ちることは、今の話、ゼロ歳とか3歳とかの数字が示しておりますので、如実であります。これを踏まえて、その段階で二つの中学校を存続させるというのは、非常に今の2歳、3歳の子供たちが中学校になるときに、今のままでクラブもろくにできないというような環境を迎えてしまうということは、非常に残念なことではないかと思っております。教育行政としてもあってはならないことだと思うので、その準備はもう既に今からしなければならぬと思うときに、前回申しましたように、これは二つある必要はないのではないかと。一つに統合して、充実した中学校を構築する必要があるのではないかとこのように思っているところでございます。

もう一度教育長にお尋ねいたしますが、それを踏まえて確認させてください。よろしくをお願いします。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 林教育長。

~~~~~○~~~~~  
○教育長（林） ただいま質問にございましたように、今後の熊野町の中学校をどうするかということでございます。そして、この2年間考えたのかということでございますが、考えてまいりました。

まず、費用対効果という点で考えたときに、やはり二つのものを一つ管理するという点では、これはもう言うまでもございませぬ。そして、これは本当にですが、熊野町として考えたときに、実はちょっと御理解いただきたいのは、熊野町の教職員は県教育委員会からの借り物でございます。とすると、合併ということになるとどうなるのかということをお考えしたときに、ここはなかなか言いにくいんですが、人事的な立場でいえば、ちょっと例を出して申し上げますと、例えば今の熊野町、現実に熊野中学校は293名、東中学校が430名ですが、今熊野中学校には正式な教員が、県から預かっている教員が18名なんです。そして熊野東中学校が22名でございます。それにそれぞれ校長と教頭がつきますから20名。そして熊野東中学校が24名ということでございます。

もしこれを合併したならば、定数法というもので決まっています、今3クラスと4クラスで7クラスなんです、足したら6クラスになるんです。6、6、6となります。18クラスになります。そういたしますと、教員が33名と2名、校長、教頭。校長、教頭が2名でいいですよ。となると、計9名、9名の教員を県にお返しすると。実は国とか県は非常に喜ぶと思います。単純に考えて、今合併したならば、教員の給料計算はわかりませんが、単純に考えて年間400万としても四九三十六。4,000万から5,000万近いものが県から熊野町に入ると、それを返すと。そうすると今と同じような状況の子供たちにやると考えたならば、仮説するならば、それを単町で、国はくれませぬので、単町で補っていくという理屈になってくるわけでございます。

そして、子供の立場から見たときに、子供の立場から見たときに、1人当たりの教員が何名の子供を見ることになるかと計算しますと、現在の場合が約16人の子供を見る。そして、合併した場合は、1人の教員が21名というような問題が出てまいります。こういったメリット、デメリット、費用対効果でいえば、本当に誰が得するかということです。

そして、もう1点言わせてください。人事の関係になるんですが、いわゆる教員とい



うのは原則的に6年間が原則です。3年間以上6年間以下。となると、こういう発言はいかがかとは思いますが、よくいい先生ということがありますが、ぜひともこの先生は熊野町においていただきたいというのが、二つ学校があれば、単純に言えば12年間おっていただく、熊野町の財産として。しかし、一つにした場合は、6年たったらお返しすると、よその学校に行くというようなこと等々が考えられます。

そして、さらに次の課題といたしましては、問題はどこにどのようなものをという大きな課題が残ります。すなわち、これは私の推論ですが、総論賛成、各論反対というようなことになってしまやせんかなと。すなわち東中学校と熊野中学校の間に土地がきちっと確保され、新しい学校がもしつくれるならば、これは誰ひとり不平はないと信じておりますが、しかしなかなか町の財政から考えて、今現在、それは努力の問題ですが、新しい土地を、そして新しい建物をということになると、非常に課題が残るんじゃないかなというように、等々と考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 大瀬戸議員。

~~~~~○~~~~~

○10番（大瀬戸） ありがとうございます。かなり踏み込んだ話をいただきました。現場の立場としてはそういったようなことがあるというようなことだったと思います。

今話が出ましたので、これは一つの私の提案というか、思っておることですが、一つは子供たちが1学年200人を切る時代、あるいは150人に近くなる時代に対応するために、今の中学校と東中学校を、今教育長が言われた理由で存続させるというのは、非常に問題があるかと思っております。それよりも大きな問題が、子供たちの数が減って、少ない200人以下の子供を二つに分けるというほうが、私はそっちのほうを解決すべき問題、比重が大きいかと思っております。

そういった意味で、中学はいずれ、10年後にはもちろんですが、それ以前に統合する必要があると思っております。その統合する場合、先ほども少し出たんですが、例えば片方の中学を廃校にして、片方の中学にするという手法ではなくて、全く新しい新中学というものを新設、新設した新しい中学にするという方法が最もよろしいかと思っております。そうした場合には、今話も出ました場所や建設費はどうするかとか、さまざままた別な問題が出てまいります。また、お互い母校がなくなる保護者たち、その地

域の人たちのやはり残念な思いというのも、当然無視できることではないと思っております。

ところが、それもさまざまな問題を解決してでも、今のゼロ歳児、あるいは今の3歳児の子供たちが中学校になるときの環境を整えてやるのが我々の仕事だと思っております。そういう意味でも、いろんなことはあるけれども、最優先は子供たちだということで、私は議論をしたいと思っております。

そういった意味でも、これは時間のかかることですから、もうすぐにでもこの議論は着手して、調査をして、そして10年はあつという間に来ます。もし建設するんであれば、建設するのも何年もかかります。いろいろ地域住民に説明するんでも何人も理解を得るにも何年もかかることですから、すぐにできることではない。ですからこそ今から着手すべきだということであります。

新しい中学をつくるに当たりましては、これを機会に、今ある熊野町が出せるお金を、中学校に出せるお金をそのままフルに活用して、新しいパターンの中学校をつくって、熊野の中学教育は斬新で、しかも充実しているというような、日本に誇れるような中学校をつくるチャンスにもなります。そうした場合にこそ、例えば定住・交流の問題とも絡んでまいりますから、これは非常に重要で、緊急という言い方もできると思いますので、ぜひともこれはすぐに着手して、検討に着手していただいて、具体的な形を5年後までには見せなきゃならないと思っております。いかがでしょうか。

~~~~~○~~~~~  
○議長（山吹） 町長。

~~~~~○~~~~~  
○町長（三村） 今教育長の答弁、それから大瀬戸議員の質問、拝聴しておりました。現状で合併をするのは、これは全くの損といたしますか、子供たちにとってもよろしくない状況です。クラブ活動の面では確かに影響はありますが、基礎学力、それから生徒一人一人に対する細やかな指導の面から見れば、七百二十何名の段階で720名のマンモス校をつくるのは、決して得策ではありません。

ただ、大瀬戸議員が言われたように、10年後、あるいは5年後ですね、5年後から恐らく急激な減少が始まると思われまます。ただ、人口は実をいうと町の人口も、5年前に人口予測を立てた段階ではもう既に2万3,000人を切ってる予想なんです。ところが、現実には2万4,700ということで、500人の減ということにおさまってます。

だから、人口予測というのがいろんな統計学を使ってやるんですが、これが全部当たるとは限りません。あくまでも予測です。だから、その予測が予測であるということを前提にしながら、それを全く無視する気持ちはありませんが、やはり5年から10年後に、例えば400人を切るような状態であれば、今言われた二つを統合して新しい形の中学校をつくっていくということは非常に大事なことでありますので、何回もお答えして悪いんですが、もう少し踏み込んだ検討の段階に今後は入っていきたいと考えます。

貴重な意見でございますので、そういう回答にさせていただきます。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 大瀬戸議員。

~~~~~○~~~~~

○10番（大瀬戸） もう一回確認させていただきます。5年後にどのぐらいのときに、そのころから検討を始めるということでもいいんですか。どうなんですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 私の感覚では、やはり400人を切ると余り、ここで答弁すると具体的な数字が走るんですが、今七百二十何名ですよ。それが400人を切るとやはりこれを二つに分けるとするのは、やっぱり中学校の規模としては小さいかなという気がしておりますので、400人を切るのは恐らく、今から300人減少するのは5年を過ぎたころではないかと思っております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 大瀬戸議員。

~~~~~○~~~~~

○10番（大瀬戸） 400はちょっと勘違いじゃないですか。5年後に300も減らないとは思いますが。恐らく600人ぐらい、5年後ですよ。10年後は500人台はおると思えます。ということは、400まではということになると、もうほとんどかなり半永遠の一つにはしないということになります。そう受け取っていいんですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 大瀬戸議員が10年後には二百何人とかおっしゃったので、そういうことにはならないだろうと思うんですが。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 大瀬戸議員。

~~~~~○~~~~~

○10番（大瀬戸） 私が200人と言ったのは1学年の話です。1学年の話で、3学年で600という数字ですから、それをちょっと勘違い。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 600なら合併はいたしません、統合は。しばらく10年先ということになります。そういう考えが基本にございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 大瀬戸議員。

~~~~~○~~~~~

○10番（大瀬戸） 600なら統合しないということですが、二つが300ずつにきれいに分かれる場合とそうでない場合とあります。だから、一つの学校で400ということですか。そのところが、今困っているのは、今ある720人以上の中学生がいるんですが、350人ずつにきれいに分かれていればまだそれほど問題はないんですよ。片方が四百幾つ、片方が二百幾つと300を切ってきた。熊中が今1学年が2クラスになるうかと、今後も減りそうだと。例えば第三小学校の人数から考えても、熊中は減っていくのが目に見えておりますので、クラブ活動に支障がき始めているという問題があるからこういう話をしているんです。

ですから、熊野全体で350ずつに均等に分かれるという前提はないので、片方の学校がやっぱり極端に減る場合がもう既に来ているからということをおっしゃっております。そのあたりどうでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 仮に600としまして、200と400になったとしても、私は200の中学校というのは、そんなにクラブの経営はちょっと難しいんですが、これはまた工夫しますが、いわゆる勉強する環境の面では非常にいいんじゃないかと考えております。むしろ600でもやっぱりマンモス校はマンモス校だという感覚を持っております。だから、大瀬戸議員の言われる、もし600で200と400という状態なら、それほど私は悲観した状態ではないと考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 大瀬戸議員。

~~~~~○~~~~~

○10番（大瀬戸） 3学年で200人というと、1学年平均大体65人ぐらいですね。65人ぐらい、1学年がね。そのうち男女が均等だとしても、30人ちょっと、1学年の男子30人ちょっと。こういう状態で、クラブ活動は私は無理だと思いますよ。だから、それは例えばサッカー部はやるけれど、野球部はできませんというやり方をとるのであればいいんですが、そういう選択肢を1.5キロしか離れてない中学校を二つのままでやっていくというところに問題はないかという指摘をしておるわけでありますから、そこら辺はそうならないとわからないという答弁だとちょっと残念ですが、どうでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） いろんないわゆるクラブの運営の面と、学力がきちっとつけられる体制、これは必ず両立するものでは、相反するところはあるんですが、例えばクラブの運営なら、その状態になったときには、統一チームをつくるとか、そりゃバスを出してもいいですよ。生徒が行かれるなら、どっちかを使ってね。熊野町の統一チーム、こんなものがあるかどうかちょっとわかりませんが、そういった考え方も柔軟に考えていけると思います。

余り細かく仮定の話がついてもあれなんで、どちらにしても、大瀬戸議員の言われたように、この問題はそろそろそういったことをいろんなシミュレーションを置きながら

検討に入りたいと思いますので、このぐらいのところできょうは答弁といたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 大瀬戸議員。

~~~~~○~~~~~

○10番（大瀬戸） こういう話を進めていってほしいということです。どうなっていく、こうなったときにこういうところはいいじゃないか、こういうところは悪いじゃないかという話をもっと進めていってもらって、先ほども言いましたけれど、人口減少というのが予測より違うというのは、そりゃあるかもしれませんが、実際問題、今のゼロ歳児、1歳児とかいうところが少ないのは事実ですし、そういうところも踏まえて、親身になってこの問題は時間をかけて話をしなければならないところだと思いますので、検討をこれから本気で着手していただきたいと思います。今の内容も含めてこれから検討を続けていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 以上で大瀬戸議員の質問を終わります。

続いて、7番、時光議員の発言を許します。

時光議員。

~~~~~○~~~~~

○7番（時光） 7番、時光です。

今回、私は通告書に沿って2点質問させていただきます。

まず1点目、町内の河川の防災に対する管理体制についてでございます。ことし9月16日、茨城県常総市の鬼怒川等の堤防が決壊し、甚大な被害をもたらしたことは、リアルタイムで報道され、その様子は皆様も記憶に新しいものと思います。我が町熊野町には1級河川はないものの多くの河川があります。そこで、熊野町内の河川の種類とその数、管理者について、また広島県河川防災システムと町内の河川の関係はどのようになっているかということについて説明を求めます。

2点目でございます。熊野黒瀬トンネルより町道深原公園線までの県道瀬野呉バイパス事業についてでございます。今年度の進捗状況と来年度の予定、また完成後の周辺の基本的な都市計画について説明を求めます。

以上2点、御答弁よろしく願いします。

〇議長（山吹） 町長の答弁を許します。

町長。

〇町長（三村） 時光議員の二つの御質問のうち、1番目の「河川の防災に対する管理体制について」の御質問は私から、2番目の「県道瀬野呉線バイパス事業について」の御質問は、建設部長からお答えいたします。

まず、町内の河川の種類とその数でございますが、河川法の適用を受け県が管理を行う2級河川が3河川、河川法の適用外で熊野町が管理する普通河川が65河川ございます。

次に、広島県河川防災システムと町内の川との関係についてでございますが、この防災システムは、県内の水防に関する主要なデータを公開する公式サイトでございまして、町内における水位観測地点は1カ所でございます。

詳細につきましては、建設部長から答弁をさせます。

〇議長（山吹） 森本建設部長。

〇建設部長（森本） 時光議員の1番目の河川防災に対する管理体制についてと、2番目の県道瀬野呉線バイパス事業についての御質問にお答えします。

まず、1番目の御質問、河川防災に対する管理体制について、詳細にお答えいたします。

町長が答弁いたしましたように、町内を流れる河川には、河川法の適用を受ける県管理の河川として二河川、二河川支川の平谷川及び瀬野川水系の熊野川の三つの河川がございます。また、河川法の適用を受けない普通河川が65河川あり、その管理は熊野町が行っております。

広島県防災システムでございますが、広島県内の雨量、水位、ダム情報など、主に河川防災に関する主要データを集約するシステムであり、県の防災情報サイトで情報が公開されております。河川氾濫に伴う被害を軽減するため、堤防などのハード的な対策に加え、河川管理者が降雨量や河川水位などの情報を収集及び解析し、地域住民に随時情報を提供することにより、早目の自主避難等の判断材料とするために構築されたもので

ございます。

町内では、呉地公園付近の二河川で1カ所、本システムで常時水位観測を行っております。また、時間雨量20ミリ以上、または連続雨量100ミリ以上の場合、熊野町水防計画に基づき水防2次警戒態勢をとり、熊野川の海上橋、二河川の川角大橋及び三戸山橋の3地点において独自に水位観測を行い、警戒を行っております。

続きまして、2番目の御質問、県道瀬野呉線バイパス事業についてでございます。

平成24年度に設計、測量を行い、平成25年度に関係する土地所有者との境界立会を経て、現在は用地買収が行われているところでございます。今年度は総額1億2,000万円の事業予算により、用地買収及び若干の工事が予定されております。県道と町道深原公園線が接続する部分における町工事は、県道バイパスと一体的に整備する必要がありますことから、県と連携し、計画的に実施してまいります。

バイパス完成後の沿線の都市計画につきましては、深原地区の工業地域との接続など、一帯の地域発展が促進されるよう、計画変更を視野に入れて検討をしております。

いずれにいたしましても、県道瀬野呉線バイパスと町道深原公園線を一体的に整備することにより、地域の活性化や地元雇用を促進させる効果のあるまちづくりを鋭意行っていきたいと考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 時光議員。

~~~~~○~~~~~

○7番（時光） ありがとうございます。

1点目でございますが、広島県河川防災計画に入っているシステムが町内にあるという御答弁でありましたが、具体的に水位等のデータ管理を誰が行っているのか。また、豪雨時に得られた情報から洪水予報及び洪水警報はどのように発令されるのかということについて御答弁願います。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 森本建設部長。

~~~~~○~~~~~

○建設部長（森本） まず、データの管理でございますが、得られたデータの管理は広島県において行っております。洪水予報等の発令につきましては、現在、熊野町内におき



ましては、洪水予報河川、水防警報河川に指定された河川はございませんので、洪水予報等、警報は発令をされません。しかしながら、二河川につきましては、水位周知河川に位置づけられており、避難のための立ち退きの勧告、または指示判断に資するための氾濫注意水位、避難判断水位、氾濫危険水位に達しました場合は、県から熊野町のほうに連絡があるようになってございます。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 時光議員。

~~~~~○~~~~~

○7番（時光） システムについては大体わかりました。

ここで少し具体的なことなんですが、河川の整備事業として、河川の氾濫を防ぐために浚渫作業、これが効果のあるものだと思います。私どももよく町民の皆様から浚渫の要望というのはよく出てきますけど、町内各地でそういう要望が多く寄せられていると思うんですけど、何を規準にこの緊急順位をつけて行っているのかということをお伺いします。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 森本建設部長。

~~~~~○~~~~~

○建設部長（森本） 御指摘のとおり、毎年町民の方から多くの河川の浚渫要望がござい  
ます。県管理の河川につきましては、河川管理に支障があるものからそれを町のほうから  
県に要望いたしまして、適宜対応をしていただいているところでございます。また、  
町管理の河川につきましては、いわゆる背後地に家屋、人命が危険であるというものか  
ら緊急性の高いものについては早急にやるようにいたします。また、緊急性の低いもの  
につきましては、緊急順位をつけながら内容を精査した上でやっておるような状況です。  
毎年の予算要求もそれにより実施をしております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 時光議員。

~~~~~○~~~~~

○7番（時光） この浚渫を含め、護岸整備等の町内の河川整備は目標値に対してどの程

度達成されているのか。また、今後の対応はどのようにお考えでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 森本建設部長。

~~~~~○~~~~~

○建設部長（森本） 県管理のいわゆる二河川、平谷川、熊野川については、ちょっと県にお伺いをしたんですが、今のところ河川の改修計画はないということでございまして、その指標のつけようがないような状況でございます。しかしながら、河川整備につきましては積極的に災害復旧というものを使いまして、少しでも護岸に被害がある場合はすぐに災害復旧の適用を受けて、国から予算をいただいて整備をしております。

ただし、この災害復旧における整備方法は、被災時の最高水位を基準としてブロックの高さとかを決めるわけで、過去に経験をいたしました、我々が経験をした雨に対しては効果があるとは思われますが、今はやりのいわゆるゲリラ豪雨ということになりますと、時間雨量120ミリとか、よくお聞きになるんじゃないかと思うんですが、非常に大きな雨については想定外でございます。そういった面から、今後、町河川の小さな河川よりもむしろ県河川の大きな河川が氾濫した場合に、町民の皆様の人命や財産を奪うことになろうかと思いますので、ハード面、ソフト面を考慮いたしまして、適切な対策をとれるように、県とまた連携をいたしまして、話し合いの上で、協議の上で河川整備が進むよう努力してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 時光議員。

~~~~~○~~~~~

○7番（時光） 基本的には災害復旧事業による整備ということですが、いつも防災に関しては私は質問してお話ししておりますけど、後手にならぬように、しっかり県のほうと連携していただきたいと思います。

次に、町内のハザードマップでございますけど、これは県のほうで作成したということでございますが、先ほどから二河川についてもいろいろ御答弁が出ておりますけど、熊野川や他の河川については全く掲載してないという状況ですが、これはなぜなんですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 森本建設部長。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○建設部長（森本） ハザードマップのいわゆる浸水想定区域が二河川だけで、熊野川等がないという御質問だったかと思います。洪水想定区域、想定される水深等を表示したものに付きましては、先ほど申しましたように、二河川が水位周知河川等に位置づけられておるということで、いわゆる図面に落とす浸水の範囲等の資料が整っておるわけでございます。しかしながら熊野川、平谷川につきましては何の指定もなく、そのようなどういった水位でどのような被害が出るといったようなものを県が想定してなくて、ハザードマップには生かしてないものだというふうに聞いております。

以上でございます。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（山吹） 時光議員。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○7番（時光） 結局河川管理者である県からの提供された必要事項しか載ってないということだと思うんですけど、町内を流れる2級河川ですかね、その中でもせめて一番距離が長いと思われる熊野川、この熊野川だけでも、例えば水位観測等の何らかの対応を県に働きかけていただきたいんですが、いかがでしょうか。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（山吹） 森本建設部長。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○建設部長（森本） 現在、二河川に水量計がございますが、そのようなものを熊野川に一つでも設置できるように、県のほうに働きかけてまいりたいというふうに考えます。

以上でございます。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（山吹） 時光議員。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○7番（時光） よろしくお願ひします。

熊野町は最初に申したように1級河川ほどの大きな川はございません。川の氾濫によって人命にかかわるような被害の可能性は少ないとは思いますが、やはり水害によって孤立する家とか、やはり農作物においては大きな被害をもたらす危険性があります。

近年にはないですけど、過去においてはやはり水害によってそういう被害も出ていると思いますので、浸水想定地域図ですか、この見直しも含めて県管理の2級河川はもちろんのこと、町管理の65河川ですかね、これについてもさまざまな角度で安全性の確保を、最初に御答弁にありましたように、鋭意行うことを強く要望して、1点目の質問を終わります。

続いて、2点目でございます。県道瀬野呉線バイパスについてでございます。今年度1億2,000万円の事業予算と、これは町のほうで随分御苦労いただいたということで感謝しておりますが、いよいよ工事に入るといってございまして、ただいまの御答弁にありました深原準工業地域と瀬野呉線バイパスとの接続工事でございますが、これについてですが、準工業地域内から接続地点までの工事内容と今後の予定ですが、詳しく御説明いただければと思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 森本建設部長。

~~~~~○~~~~~

○建設部長（森本） 今言われたように深原地域の準工業地域から今の深原公園線、現在終点は川の前でとまっておりますが、それに接続する部分を町道深原公園線を延伸して、幅員10メートルの道路約500メートル近くなろうかと思いますが、準工業地帯まで進めていきたいと思っております。経路といたしましては、深原川の手前で今とまっておりますが、深原川を渡り、林工業を通り、ミヤミチ鉄鋼を経由して、今の深原準工業地帯まで延伸するといったルートになろうかと思っております。

全体が今申しましたように500メートルでございますが、現在はミヤミチ鉄工所までの230メートルの区間において測量設計を完了しております。平成28年度におきましては、来年度になるんですが、用地買収と林工業の移転補償の調査、いわゆる中に入っている機械を移転させるのにどれだけかかるかという補償の調査を行う予定としております。

また、この完了時期につきましては、いわゆる交付金事業で今この事業を行っております。予算がなかなか厳しい中、県とも協議をいたしまして、県道瀬野呉バイパスと同時に、歩調をあわせまして全線開通できるように努力をしたいと考えております。この件につきましては、今後県と協議を重ねながら、連帯を密にしてぜひ実現をさせたいというふうに考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 時光議員。

~~~~~○~~~~~

○7番（時光） 今御答弁にありましたように、同時に開通できるように御努力のほうをお願いしたいと思います。

瀬野呉線バイパス工事に関して、今現在用地買収とのことでございますけど、地元の反対意見とか、また何か障害となるようなものが何かございますでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 森本建設部長。

~~~~~○~~~~~

○建設部長（森本） 県道瀬野呉線バイパスの用地買収につきましては、今年度から実施しているところでございます。それに際しまして、いろいろ境界立会等をさせていただきましたが、現在のところ、所有者からの絶対反対という意見は何っておりません。しかしながら、本事業区域内周辺で埋蔵文化財というのをやらなくちゃいけないわけなんですけど、これが旧石器時代、ちょっとよくわからないんですが、縄文時代の土器の破片というものが出てまいりました。またこの試掘調査を続けて行うようですが、これの出方によればまた工事に若干の影響が出てくるかもわからないという、今、状況でございます。

ちょっと土木のほうと全く違うところで我々も全くわからないんですが、今後も県の担当と連携をいたしまして、一日も早い完成を目指して頑張ってもらいたいというふうに考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 時光議員。

~~~~~○~~~~~

○7番（時光） 遺跡の試掘調査に関しては何とも言えませんが、それ以外は順調に行っているということで安心しております。

この県道瀬野呉線バイパス完成後の深原地区の開発については、第5次熊野町総合計画の先日ありました後期基本計画案においても、新市街地の形成を検討するということ

でございましたので、完成後は現在の県道部分も含めた、この地区の総合的な都市計画を行うべきだと考えております。この件に関しては、今後も工事の進捗状況を見ながら都市計画についてはまた質問させていただきたいと思っております。

以上で私の質問を終わります。御答弁ありがとうございました。

~~~~~〇~~~~~

○議長（山吹） 以上で時光議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

再開は13時30分といたします。

（休憩 11時56分）

（再開 13時30分）

~~~~~〇~~~~~

○議長（山吹） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

引き続き一般質問を行います。

8番、民法議員の発言を許します。

民法議員。

~~~~~〇~~~~~

○8番（民法） 8番、民法でございます。

通告書に基づきまして、3点ほど御質問をさせていただきます。

まず、1点目でございますが、地方創生についてお尋ねいたします。国は10月末現在、全国の728市区町村が地方版総合戦略を作成したと発表しました。本町は、今年度総合計画の見直しにあわせて策定するとお聞きしましたが、現在の進捗状況をお尋ねいたします。また、地方創生の核として筆の里工房の再開発を検討されていますが、その目的、概要をお聞かせください。

2点目でございますが、子育て定住促進事業についてです。25年度から3年間の予定で導入した重点施策、子育て世代定住促進助成金について、これまで2年半の実績と、町外からの移住世帯の状況はどうなっているか。また、来年度以降、こういった子育て世代の定住対策についてどのような方針をお持ちか、お尋ねいたします。

最後に3点目は、くまの産業団地についてです。町が整備したくまの産業団地は4区画とも町外の企業に売り払いをされましたが、今後、企業の進出に伴う町民の雇用創出、税収の増収などをどのように見込んでいるかお尋ねいたします。

以上3点、よろしくお願いいたします。

〇議長（山吹） 町長の答弁を許します。

町長。

〇町長（三村） 民法議員の三つの御質問のうち、1番目「地方創生について」と、2番目「子育て世代定住促進事業について」の御質問は私から、3番目の「くまの産業団地について」の御質問は副町長から答弁をさせます。

まず1番目の御質問、地方創生についてでございますが、平成23年に策定しました総合計画が本年度で計画期間の折り返しを迎えることから、現在、後期基本計画の策定を進めておりますが、この基本計画と一体的に総合戦略を策定しているところでございます。また、これらの計画につきましては、先ほど大瀬戸議員にもお答えいたしました。が、本町のさらなる魅力の向上を図り、定住・交流人口の増加を図るような取り組みを掲げ、計画的に事業実施していくことが必要であると考えております。

本町における交流拠点の一つである筆の里工房は、単独施設ということもあって、来館者の滞在時間は極めて短時間であります。また、地域経済への波及効果も乏しいという現実がございますので、国内外の方が、それぞれに有意義な時間を過ごし、本町の魅力を十分に体感いただけるような仕掛けが必要でございます。筆の里工房の周辺整備は、その取り組みの一環として検討を行っているものでございます。

次に、子育て世代定住促進事業についての御質問にお答えします。

この事業は、若年層の定住を促進し、人口の維持、地域の活性化を図ることを目的に、平成25年度から3年間をめどに始めた事業でございます。この間、本事業を活用して町内に住宅を取得された方は、11月末現在で179世帯にのびりました。このようにたくさんの方に御利用いただいていることから、一定の効果はあったものと考えており、来年度も事業を継続したいと考えております。

実績などの詳細につきましては、建設部長から答弁をさせます。

〇議長（山吹） 森本建設部長。

〇建設部長（森本） 民法議員の子育て世代定住促進事業の御質問について、詳細にお答

えします。

平成25年度から開始いたしました子育て世代定住促進助成金の実績でございますが、本年11月末現在までの申請件数は、先ほどの町長の答弁の中にもございましたが、合計で179件でございます。そのうち町外からの転入は69件で、申請件数の約38%でございます。年度別に申しますと、平成25年度は申請件数59件のうち、転入による申請は28件、平成26年度は75件のうち26件、今年度は11月末現在の45件のうち15件が町外からの転入による申請でございます。

なお、町外からの転入者の前住所のうち最も多いのは広島市安芸区からの転入で19件、このほか呉市から14件、東広島市から4件、海田町から9件、坂町から4件、府中町から3件でございます。県外からの転入も4件ございました。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 立花副町長。

~~~~~○~~~~~

○副町長（立花） 民法議員のくまの産業団地についての御質問にお答えします。

国は、まち・ひと・しごと創生法に基づく総合戦略の基本目標に、地方における安定した雇用を創出することを掲げ、東京一極集中を是正し、人口減少問題を克服するとした長期ビジョンを示しております。本町の産業団地も、雇用創出を整備目的の柱の一つとして取り組んだものでございます。産業団地に入る企業から提出いただいた今後10年間の雇用計画では、最終的に約30名の雇用の創出が見込まれており、商工会が12月10日に開催する就職ガイダンスに、早速参加する企業もございます。

次に、税収の増加見込みでございますが、年額の概算で申しますと、固定資産税のうち土地については、宅地として約180万円、これに未完成のため現状では算定ができませんが、建物などの償却資産にかかる税収が見込まれます。法人町民税は約100万円、個人町民税は、町内雇用者がいる場合は所得に応じた課税分が増収になるかと思えます。

なお、企業誘致のため、操業開始から5年度間、固定資産税の納税額と同額を当該企業に助成する制度を設けております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~



○議長（山吹） 民法議員。

○8番（民法） 詳細に御答弁いただきまして、本当にありがとうございます。

まず、地方創生でございますが、地方版総合戦略を策定するに当たりまして人口ビジョンを立てられていると思いますが、2060年には国は20%減の1億人、また広島県は18%減と見込んでいますが、本町はどの程度見込んでいるか、教えていただきたいと思ひます。

○議長（山吹） 西村企画財政課長。

○企画財政課長（西村） 人口の推計につきましては、人口に関する唯一の公的な機関でございます国立社会保障人口問題研究所、いわゆる社人研が公表しております推計値によりますと、2040年、これは平成52年でございますが、本町の人口は1万7,600人余り、そして全国で人口推計に使用されております社人研の推計に準拠した国の推計ツールによりますと、町が何ら策を講じなければ2060年、これは平成72年になりますが1万3,000人余りの人口になると推計されております。

以上でございます。

○議長（山吹） 民法議員。

○8番（民法） 今聞きますと、今から45年後には今の人口の約半分、1万3,000人余りになってしまうということのようでございますが、先ほどの答弁にもありましたように、定住・交流人口の増を図るなど、人口減少を最低限に食いとめるため、有効な施策を検討していただきたいと思ひます。

12月2日の中国新聞に地方創生関連の上乗せ交付金といった記事が掲載されていましたが、この上乗せ交付金といったものはどういうものなのか、熊野町においてはどの程度見込んでいるのかお聞きしたいと思ひます。

○議長（山吹） 西村企画財政課長。

○企画財政課長（西村） この交付金につきましては、各自治体が人口減少対策等に早期に取り組むことを目的といたしまして、昨年度の交付金に加えましてさらに拡充的に交付されるものとなっております。この上乘せ交付金につきましては、国から要領等が4月ごろに示されておりました、二つのタイプがございます。今回、新聞記事で挙げられました交付金につきましては、10月末までに総合戦略を策定することを前提条件といたしまして、その総合戦略に基づいて実施する事業を計画いたしまして、8月中旬までに国に申請いたしまして、国から交付決定されるというものでございます。基本的にはソフト事業が中心というものでございまして、市町村では1,000万円の上限とされております。

本町でございしますが、本年度最上位の計画となります総合計画を策定することとしておりますが、国の求めますこの総合戦略につきましても、この総合計画に沿った内容である必要がございますことから、総合計画と総合戦略を一体的に策定することとしておりました、総合計画策定に合わせて進捗する必要がございますので、3月末までとさせていただきます。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 民法議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（民法） わかりました。数年後、熊野団地地区の再生整備事業が終了しましたら、筆の里工房周辺の再生整備の計画に早急に取り組んでいただきたいと思っております。

子育て世代のみならず、多くの町民が期待しているところでございます。そうなれば、今、年間七、八万人の来館者が来られてます。そういった方がやはり筆の里工房へ来られてゆっくりと休んで、一日中楽しめるような場というものを一つ計画していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、子育て定住促進事業についてでございますが、この約2年半で175世帯、そのうち町外から69件の転入ですか、1世帯3人としましても200人以上の方が転入されてきたと思っております。この件数について、助成金についてどう効果があったか、どうお考えかを聞かせていただきたいと思っております。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 林開発指導課長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○開発指導課長（林） 2年半という期間でございますけれども、ちょっと大変短くございまして、人口が増加したとか、転入数が増加したというような顕著なものは見られません。ただ、一時的なものではありますけれども、この事業の効果であるとはいえませんが、ここ最近のデータを見ますと、人口が余り減少はしてないということがございます。

それよりも子育て世代の方々の転入が69世帯、238人という数が非常に多くの方に熊野町に来てよかったとご感想いただいているものと思っております。

いろいろな定住対策の事業がございますけれども、この事業はこれらを行う上できっかけになったものではないかと思っております。

以上でございます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（山吹） 民法議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○8番（民法） ありがとうございます。

これまで住民に助成金を交付する際でございますが、この助成金が熊野に住宅を取得するための決め手になったのか、またアンケート等はとられましたか。もっと町内外に大きくPRしてはいかがかと思いますが、現在の広報活動はどのようになっているか聞かせていただきたいと思っております。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（山吹） 林開発指導課長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○開発指導課長（林） アンケートにつきましてはとっております。しかしながら、町外から転入された方に転入の利用を尋ねることは、交付金のそれがきっかけであったかどうかは別にいたしまして、町の魅力を知る上でも有効なものだと考えております。アンケートにつきましては、ぜひとも考えたいと思っております。

それから、広報活動ということでございますけれども、PR方法といたしましては、町広報への掲載、それからホームページへのアップ、それから住宅の新築時でございますけれども、課税評価時に助成金の対象となる世帯に制度の説明を行っております。また、子育て世代の交流事業として筆の里工房周辺で行われたふでりんマーケット、ここでも

掲示のPRも行っております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 民法議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（民法） ちょっと一つ聞きたいんですが、町内はPRは広報等で、町外はやってないということですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 林開発指導課長。

~~~~~○~~~~~

○開発指導課長（林） 町外でございますが、非常にちょっと町外というのは難しゅうございまして、例えば広島でパンフレットを配るとかいうのは、ちょっとしにくいものですから、また報道機関とかに取り上げていただくと一番いいんですけれども、例えばハウスメーカーとかにPRとかというのも今のところはやっておりませんが、そのあたりは今後やっていきたいものと思っております。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 民法議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（民法） ぜひとも町内のみならず、やはり町外のほうにも大きくPRしてから、やはり熊野の人口をふやすためにも、とにかく若い方に来ていただいて、また子供をたくさん産んでいただくために、ひとつよろしく願いいたします。

この2年半、新築住宅を建てられた方から、この補助金はよかった、助かったというような声をお聞きいたしました。来年度も事業を継続するというので、住宅取得を検討している方にはとても喜ばれることだと思います。全国で人口減少が続く中、本町の人口は余り減ってないというのは、この定住促進助成金の効果もあったと思います。本町が他の市町から選ばれるよう、今後も子育て世代の定住対策に力を入れていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

最後でございますが、くまの産業団地についてでございます。くまの産業団地を購入された2社、それぞれいつごろから何人ぐらいの規模で、どういった関係の業務で操業されるのか、お聞きしたいと思っております。



それと区画線等、道路標示につきましては環境センターへ向かった側にカーブがございますけれども、あそこに注意を啓発する道路標示を考えております。それと、団地内の防犯、あと交通安全等に関連いたしまして、道路照明、通常の道路照明と、あと防犯灯型の道路照明、これを14基施工する予定でございます。今月中に発注することとしております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 民法議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（民法） それは操業というか、全て会社が操業されるまでに設置は全部終了するんですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 沖田建設部次長。

~~~~~○~~~~~

○建設部次長（沖田） 2社のうち1社が年明け早々にも操業に入るということで、それには間に合わせたいとは思っておりますけれども、道路標示関係につきましては若干おくれるかもわかりませんが、でき得る限り操業には間に合わせるつもりで考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 民法議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（民法） よろしく願いいたします。早く設置できるように。

次に、熊野黒瀬トンネルの開通によりまして、現在の峠越え、県道は町道へ移管されると聞いていますが、いつから町道になり、今後この区間の維持管理、経費、どの程度かかるのでしょうか。また、積雪時の対応はどのように考えているのか、お聞きしたいと思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 森本建設部長。

~~~~~○~~~~~

○建設部長（森本） 現在の県道が町道へ移管するというまず1点でございますが、今旧道部分の移管に当たり、現在舗装、ガードレール等の修繕、不要となる標識の撤去等を行っております。また、工事と並行して移管の手続に関する協議を行っておりまして、これらの作業が終了するのは3月終わりと。今移管は来年の4月1日ということで予定をしております。

次に、維持管理費ということでございますが、ただいま県において伐採など全部行っていただくように協議をしております。また、年間の維持管理費というのが年々違ってきて、当分はそんなにお金はかからないというふうに踏んでおりますが、3年、4年するとやっぱり木が生えてきます。それに掛かるものといましての経費は、ちょっと今の時点でお幾らかかるということは、年間の経費を算出することは難しいのかなというふうに考えます。

最後に、積雪時の対応でございますが、これは今まで県が本路線で実施した対応と同じ対応をとらせていただきたいというふうに考えております。と申しますのも、道路のわきに凍結材を置いておきまして、まずその凍結材配布については、積雪時に運転手の方等でやっていただくと。ただ、どうしようもないどか雪が降りまして、除雪が必要ということになりますれば、これまた別の話でございますので、その件につきましては除雪等、待機業者により行うこともあろうかと思っております。基本的には町内の町道と同じく、凍結防止剤を道路の横に置かせていただいて、それをまいて凍結防止をしていただくという格好になろうと思っております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 民法議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（民法） そうですね、トンネルが開通したために今まではあそこでやはり冬場になると年に二、三回程度ですか、雪が積もって大渋滞というようなこともございましたが、今回、そういった交通量も少なくなり、ほとんど工業団地のトラックが移動すると思うんですが、大体1日というか、恐らく24時間営業ではなかろうかと思うんですが、大体どのぐらいのトラックが頻繁にあそこに入出入りするのかわかれば教えていただきたい。

~~~~~○~~~~~





策として喜ばしいこととは思いますが、一方、システム設置の場所や設置の方法によっては思わぬ危険を伴う場合も見られるように思われます。ことし茨城県常総市においては、豪雨による河川の氾濫も中にはソーラーパネル設置による整地の影響で起こった事例もあり、台風などの強風による倒壊もあるようでございます。

そのような心配から、現在、熊野町に設置されているソーラーパネルの設置状況を町としてどのように把握しているのでしょうか。また、その安全性は確認できているのでしょうか、お伺いいたします。

次に、町運営の太陽光発電設置についての現状と今後の計画についてお伺いいたします。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 町長の答弁を許します。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 竹爪議員の「太陽光発電について」の御質問にお答えいたします。

地球温暖化などを背景に、環境負荷を軽減する自然エネルギーへの関心が高まり、太陽光発電が普及してまいりました。町においても避難所の非常用電源を確保する観点で太陽光発電設備を設置しており、今後も財政的に可能な範囲で設置に努めてまいります。

詳細につきましては、総務部長から答弁をさせます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 岩田総務部長。

~~~~~○~~~~~

○総務部長（岩田） 竹爪議員の太陽光発電についての御質問にお答えをいたします。

太陽光発電設備につきましては、一般の家庭用から遊休地などに設置されました比較的大規模なものまでございますが、小規模の住宅用発電設備は固定資産税における償却資産とみなされないということもございまして、こうした点で言いますと、町内の設置状況を完全に把握しているという状況にはございません。

こうした中で、一般家庭用につきましては365件の設置を把握してございますが、これは平成21年度から昨年度まで実施いたしました太陽光発電システム普及促進事業の補助実績により確認をしたものでございます。

なお、この補助事業につきましては、地球温暖化防止及び環境保全意識の高揚を図るという所期の目的をおおむね達成したものとして、昨年度をもちまして事業を終了いたしてございます。また、固定資産税の償却資産となっているものは81件という状況でございます。

次に、公有財産に町が設置をするものは、庁舎のほか、本年11月には町民会館に、年度内には（仮称）くまの・みらい交流館に設置をいたします。災害時における避難所の電力として蓄電機能も持たせることとしております。

また、屋根を企業に有償で貸し出した施設につきましては、小学校3校、図書館、中央及び東部地域健康センターの6施設となっております。こちらにつきましても災害時には非常電源として町が無償で使用できる協約を結んでございます。

太陽光発電設備の安全性に関しましては、個人で設置される場合も基本的には国のガイドラインに沿って設計、施工されているものと考えております。町立施設の屋根の貸し出しに際しましては、建物への設置状況の現場確認、それから構造的な耐久証明によってその安全性を確認をしているというところでございます。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 竹爪議員。

~~~~~○~~~~~

○2番（竹爪） 質問させていただきます。ソーラーパネル設置の際の届け出はどのようになっているのでしょうか。また、設置に対する規制はどのようなものがありますか。それと、届け出が必要でない場合でも、必要がない場合こそ規制が要るのではないかと思われますけど、安全性の確認、安全対策の指導が必要と思われます。町としての対策はとっているのでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 沖田建設部次長。

~~~~~○~~~~~

○建設部次長（沖田） 届け出とか、許認可についてだろうと思えますけれども、太陽光発電設備の施工場所、それと整地方法等によりましては、規制といたしましては、農地であれば農地法、そして山林の場合は当然森林法という法律があります。それと、造成に伴って切り土、盛り土等がある一定を超えると宅地造成法という法律の規制対象

になるということがございます。それと、設備面積ですね。太陽光発電施設の面積が1,000平方メートルを超えると、県のほうの景観条例、これの届け出が必要になるということになっております。それと、電気保安上の規制につきましては、電気事業法等の技術基準、これに対して適合させる必要があるかと思っております。いずれにしましても、これらの規制基準に適合させて各太陽光施設は設置されておるものと理解しておるところでございます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 竹爪議員。

~~~~~○~~~~~

○2番（竹爪） この設置に関してですけど、皆様方、田んぼとかいろんな休耕田に設置されてますけど、これが10年、20年を目安としてされているようにお伺いしております。その上でですけど、設置の場所とか、今安全のための柵とかが設置されない場所もあるように見受けられますけど、そういった部分が電気保安上のこともあるのかもしれませんが、熊野町独自の条例をつくるなり、またそういう太陽光発電の設置のための管理、管理ではないですが、指導というものはされてますか。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 沖田建設部次長。

~~~~~○~~~~~

○建設部次長（沖田） 今現在、町独自のそういった保安上の規制とか、そういった届け出制とか、許認可制はとっておらない状況でございます。既存の法令によって規制されておるものと理解しております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 竹爪議員。

~~~~~○~~~~~

○2番（竹爪） それでは、今現在の流れの中で管理されているということで理解させていただきますけど、今後ともそれに向けて、太陽光発電のパネルの設置などをつぶさに見ていただきたいなと思っております。それと、地域性もあるんだろうと思えますけど、子供たちが決して中に入らないようなことも今後進めていただけるような仕組

みが欲しいなと思っております。

それから、次に移りますけども、現在町が推進している公共施設の太陽光発電の設置についてお伺いいたしますが、現在、運用しているものの費用対効果や安全性についてはどのようになっていますか。今後、設置の予定はどうなっているか。特に、非常時の避難所になり得る施設についての計画はありますか。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 宗條総務部次長。

~~~~~○~~~~~

○総務部次長（宗條） まず、費用対効果ということでございますけれども、屋根貸しに関して申し上げますと、当然屋根の使用料が町のほうに入っております。屋根貸しではなくて、町が独自に設置する施設につきましては、当然、発電量に見合う電気使用料が軽減されるということでございますが、ちょっと今現在ではどういった費用対効果が電気使用料であらわれているかというところはちょっと手元に資料がございませんが、一定の効果が当然ながらあるというふうに思っております。

それと、今後の町有施設への整備方針ということでございます。特に、避難所として施設のほうが使用されるということになってまいりますが、本年度整備をしております町民会館と、そして（仮称）くまの・みらい交流館ですか、こちらは環境省の予算によりまして、広島県が増設いたしました基金に基づいて助成をされた、そういった助成金で整備をするものでございます。

この発電能力、設備の能力でございますが、先ほどの答弁にもございましたが、災害時の非常電源として最低限の規模ということになっております。とは申しましても、多額の投資を要するものでございます。電気につきましては、ライフラインの中でも災害時には極めて早く回復する、そういったライフラインでございます。また、発電機によって一定期間発電も可能な状況でございます。したがって、新たに整備が予定されております東公民館も含めまして、整備費への財政的支援がございましたら、環境負荷の軽減という観点からも、積極的な整備を行うことが望ましいものと、そのように考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 竹爪議員。

~~~~~○~~~~~

○ 2 番（竹爪） 太陽光発電システムを取り入れることによってエコを推進することはこれからも続けていくべきと思っております。行政の役割の一つであると思っておりますが、もう一つ消費を抑えるという点で、LED照明にかえていくことも考えていただけないかと思っております。防犯灯はLED化されておりますが、公共施設に関してはどのようなようになっておりますか。今後の計画はどうでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 沖田建設部次長。

~~~~~○~~~~~

○建設部次長（沖田） 先ほど総務部長の説明の中にありました施設のほかに、今年度は町民グラウンドのナイター照明、それと熊中の南校舎、これ改修しておりますが、こちらもLED照明化することとしております。また、今後学校の大規模改造等の機会を見まして、LED化を推進したいと考えておるところでございます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 竹爪議員。

~~~~~○~~~~~

○ 2 番（竹爪） それでは、順次学校などは計画をしていくと。ただ、それとこの庁舎自体ですね、築10年以上、LED化は今後進めて、予算もあることなんですが、考えはありますでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 宗條総務部次長。

~~~~~○~~~~~

○総務部次長（宗條） 庁舎に関しましては、まだ全面的に照明設備を更新しなければならないという時期には達していないものと思っておりますが、当然ながら、今後更新を行う際にはLED化等も含めて、費用が軽減できるような対策に、照明以外のものも含めて考えてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 竹爪議員。

~~~~~○~~~~~

○2番（竹爪） 今の説明である程度わかりました。

それと、今後ともやっぱり行政の役割は一番だと思いますので、今後とも模範となるように、やっぱり前に向かっていくような仕組みをつくりながら計画を進めていってほしいと思っております。

これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 以上で竹爪議員の質問を終わります。

続いて、9番、荒瀧議員の発言を許します。

荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○9番（荒瀧） 9番、荒瀧でございます。

僭越ながら、ちょうど人権週間でございます。最近人権問題、少し不安な点が出ておりはしないかと思ひまして、町会議員の1人としてやはり質問すべきだと自覚いたしましてさせていただくことになりました。

質問に先立ちまして、質問というよりも、これは再確認の項目がたくさん出てこようかと思うんですが、特別厳しい返答は要求いたしません。ただ、ちょっと大前提のお話から申し上げます。

憲法をちょっと読ませていただきます。憲法第97条。最高法規でございます。この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪え、現在及び将来の国民に対して侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

これに引き続きまして、憲法第11条。国民は、全ての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第12条。この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。また、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負う。

こういう前提のもとで、私ども熊野町という地方自治体を運営させていただいておるわけでございます。

そんな中、このたび質問に当たりまして、町長としてさまざまな問題に日々ぶつかっていらっしゃるのではないかと考えております。そんな中、配慮されていること、気になることをお知らせいただければと考えております。

続きまして、せんだって4日、引き続きましてこの11日に人権啓発推進事業がございます。これの参加状況、また中身について伺いたいと考えております。

最後でございます。人権の一つに参政権がございます。次の選挙は18歳以上の町民に投票権が発生いたします。どのように取り組んでいくべきか、考えてまいりたいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 町長の答弁を許します。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 荒瀧議員の「人権について」の御質問にお答えいたします。

人権に関することにつきましては、第5次総合計画において、「住民の誰もが尊重され、活躍できるまち」を政策目標に掲げ、その中で「すべての人が自分らしく生きることのできる社会を確立すること」を施策目標として、人権が守られ、尊重される社会、男女がともに協力し合える社会を形成するため、意識啓発に努めております。

主な事業としましては、6月と7月に男女共同参画セミナーを、12月の人権週間に合わせて、人権啓発講座や人権講演会を開催するなどして、人権について広く住民に啓発を行っております。

また、公職選挙法の改正により、選挙権年齢が18歳に引き下げられました。参政権という人権保障の観点も踏まえ、主権者教育や選挙啓発の充実強化を図るべきということが御質問の趣旨でもあろうかと思っております。民主主義を守る上で政治や選挙に関心を持つことがいかに大切かを、私も引き続き、学校での出前授業などを通じて子供たちに語りかけてまいりたいと考えております。

人権啓発推進事業や選挙権年齢の引き下げに関する取り組みの詳細につきましては、教育部長と総務部長から答弁をさせます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 民法教育部長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○教育部長（民法） 荒瀧議員の御質問のうち、人権啓発推進事業の御質問について、詳細にお答えいたします。

人権啓発推進事業につきましては、12月10日の人権週間に合わせまして、本町では12月に人権講座を2回シリーズで開催しております。今回の講座は、近年社会問題化してきましたさまざまなハラスメントをテーマとし、1回目は「家族の中のモラルハラスメント」、2回目は「ハラスメントあれこれ」と題して、2人の講師からお話をいただくこととなっております。

なお、この講座開催に当たりましては、町広報やチラシ等で募集をかけてまいりましたが、それぞれ25名程度の参加予定となっております。

以上でございます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（山吹） 岩田総務部長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○総務部長（岩田） 荒瀧議員の御質問のうち、選挙権年齢の引き下げに関する取り組みの御質問について、お答えをいたします。

本年6月に公布をされました公職選挙法等の一部を改正する法律によりまして、選挙権を有する者の年齢が満20歳以上から満18歳以上に改められ、来年7月の任期満了に伴う参議院議員通常選挙において初めて適用される見込みでございます。

選挙権年齢の引き下げに伴う取り組みということでございますが、従来より学習指導要領に沿った主権者教育が義務教育の諸学校、また高等学校等で行われてきたところですが、このたび総務省と文部科学省が高校生向けの副教材を作成し、全高校に配布をするなど、学校現場における政治や選挙等に関する学習内容の一層の充実が図られようとしているところでございます。

これら教育現場における取り組みにあわせ、選挙啓発の強化も課題の一つでございます。近年の投票率の低下は、若年層、主に20歳代の低投票率が影響していることから、政治や選挙への無関心層のさらなる拡大が懸念されているところでございます。

こうした状況を踏まえまして、熊野町選挙管理委員会におきましては、選挙啓発のあり方について活発な議論がなされておきまして、中学校の生徒会選挙や成人式における模擬投票の支援・協力、また広報媒体等を通じた選挙制度の周知など、主に若年層を意



識した啓発強化策について、実現可能なものから順次着手がなされているという状況で  
ございます。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○9番（荒瀧） 選挙のほうを入れたい方がよかったかなと今考えよりでしたが、主眼は  
人権のほうでございまして、このあたりの点で再認識する点がたくさんあると。

実は相田みつをさんの話を今から出すんですが、彼も非常に人権に深い方で認識を持  
ってらっしゃる。その前に、町政の3原則というのを5年ほど前から実施されてらっし  
やると思います。これもある意味では町民の方と町職員の方とのある意味では人権を介  
したコミュニケーションの手段であろうと考えるわけですが、5年たっていかが  
でございますか、効果のほどは。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 岩田総務部長。

~~~~~○~~~~~

○総務部長（岩田） この名前の後ろに職員は皆これをつけております。それで絶えずこ  
れを身につけておくということでございます。それから、これをさらに自分たちでもう  
一度みんなで共有するために、朝礼におきまして、朝礼のたびにみんなでこれを一緒に  
唱和をしているということで、認識の共有化を今図っております。

この効果がどういうふうにあるかというのは、また住民さんの反応等もあると思いま  
すが、我々につきましては、日々、おしかりを受けながらも誠心誠意これで接している  
というつもりでございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○9番（荒瀧） 総務部長さん随分控え目でございますので、おしかりを受けられるのも  
つらいかと思うんですが。

ちょっと読んでみましょう。熊野町政3原則。「一つ、笑顔で明るく迅速に対応しま  
す」。「一つ、住民視点に立った行政を実現します」。「一つ、公正公平な行政を行い

ます」。非常に抽象的ではございますが、すばらしい言葉であると。これは多分県の、今の湯崎知事も熊野町より先に始められたのではないかなと。

このあたり、実はこれ思想信条の自由というのも人権の中にあるんですけど、最近、イスラムの本も読んだりしまして、私は浄土真宗門徒なんですけど、実は宗教ではないんです。あれはどうも生活信条です。浄土真宗にも生活信条というのがあります。それからどんどんちょっと偉い人が出て、何か崇高な言葉を吐き出すと宗教となるようでございますが。ほんとに生活に密着した言葉というのは随分大事でございまして。

これ隠れておりますよね。名刺の裏になっております。これを生かすも殺すも本人次第と。それを例えば指導、サポート、コーチングをする方というのはどなたかおられますか。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 岩田総務部長。

~~~~~○~~~~~

○総務部長（岩田） 非常に難しい質問なんですけど、これをそういった指導していったりというのは、それはございません。これを裏に向けてあるのは心に向かっているということで、絶えず私たちは心の中に持つておることだけ申し上げます。申しわけございません。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○9番（荒瀧） ぜひどなたかリーダーになる方はコーチをしていただきたいと思うんです。これは最後ごろに言いますが、実はこれは広大出身のコーチ専門家の女性の方ですが、やっていいこと、悪いことは、自分で決められる子に育てようと。親が価値観を与えるんじゃないんです。自分で現場に当たりながら、ああこれがすばらしいことだなと。これがやっぱり住民の方には喜んでいただける問題なんだなというのを進めていくわけですが、それをコーチしていくという。これも今からは行政のリーダーになれる方、管理者になれる方は必要になってくるのではないかなと感じております。

せっかくここにありますので、こっちに向いてるだけではなくて、笑顔をつくりながら頑張っていきたい。これは私ども議員のほうにも言えることであろうと思います。

これはそれといたしまして、この間、12月4日に人権啓発講座がありました。25

人と言われてましたけど、実際は12人でございました。私も参加させていただいたんですが、こちらの管理職の方も2人・・・出られたように感じております。1時間半の講義でございました。概略を申します。1時間半が3分でわかります。大変お得な話なんです。家庭内のモラルハラスメント、英語ですから問題なんです、これ道德の悩み事があるということです。

家庭内で大変な問題が今起こってるようでございます。その中でモラルハラスメント、いわゆるモラハラは知ってますかという中でいえば、こういう順番で質問が入ってくるんですけど、家庭内の夫婦、夫婦で修羅場が起こってくるといいますか、被害者と加害者の構図が起こってくる。弁護士さんの話なんで、裁判沙汰な話が大まかに出てくるわけでございますが、一つは、支配されてくる。例的に言いますと、どれがいいか随分考えてたんですが、子供とよく似てるんです。ピーターパン症候群というらしいんですが、大人になっても子供っぽいんですが、いじめられてる子といじめる子が今いるとします。私も教育委員のころありましたが、いつか逆転するんです、これが。いじめられていた子がいじめる子になるんです。これはなぜかといいますと、ここでぎゃーと言うんです。何でそんなことをするんですかというて暴動を起こすわけですね。そうするとこっちが困ってしまって、反対に逆転するんです。こういう構図が家庭内にも起こって、それを子供が見てると、何か夫婦が何という心理的な駆け引きをしているんじゃないかと、何か大人って嫌だな、家庭って不安だなというのが増長してくるようでございます。

最近離婚が、3分の1は離婚のようでございます。4人に1人は再婚の方のようでございます。だから、最近はまだ離婚を前提にして結婚されたほうがいいじゃないですかという話まで出てたわけでございますが。ただ、この加害者と被害者の間に非常に微妙な取引が発生している。ということは、本当に信頼し合って結婚しているかどうかという、非常に疑問な時代になっている。

例えば、サプライズといってプレゼントするんです。愛してるよ、愛してるよというて結婚するようでございます。結婚した途端にひっくり返って、主導権を握りたがるわけです。物や金で釣るんですね、食事で。いつの間にか支配されていると。あなたの言うとおりにしていればいいんだなど。自分で判断できない。この場合は女性が多いと言われましたけども、そんな中で子供もそれを見てる。モラルがきちっと子供に伝えていかれなくなるんですね。

そんな中で、理想ばかり追ってる子供っぽいピーターパン症候群の人と、相手の期

待にこたえようとするウェンディージレンマという人が出ると。これが今家庭内の非常な要素、誰を頼りにして生きていけばいいのかわからなくなる。これが進行していくと、家に帰る近くになると動悸がし出して家に帰れなくなるらしいです、怖くて。

一部のこれは現象かもわかりませんが、家庭というものは安心できる場所であると。子供の人権を守る場所である、それぞれの良性的人権を守る場所であるというところが、このベースが今崩壊しつつあるというのが、この講習であったように思います。

そんな中、次回の講習会はDV。これは私らも講習を受けましたが、随分相手のとり方によってはセクハラになり、アカデミックハラスメントになりという非常にデリケートな問題でございます。

こんな中、一つ回答が出ております。コミュニケーションの問題のようでございます。言うことと、伝わることは違うという。だから、家庭内でも、言うたじゃないのということから、ささいなことからけんかになるんですが、伝わってないわけです。伝わるまでしっかりとしたコミュニケーションをとる時代になりました。ツーカーの仲はなくなったと言っていいのかと思います。

要らんことになりましたが、こういう心理的な状態の中で、実は相田みつをさんという方は、本当に筆の里工房があつてよかったなと思うんですが、お寺の関係者の方も随分見にいかれたように聞いております。案内された方がいらっしゃるんであれですが、私も見てますと、正法眼蔵随聞記というのと正法眼蔵というのがあるんですが、道元上人の書かれたというものと、聞いて書いたものというのがあります。随分宗教書を読まれて、相田さんの言葉で宗教の意味合いを表現された言葉と私は理解いたします。文字は相田さんのデザインされた文字です。

そんな中、この2人の門出のためにという小さなはがきがありましたので、買わせていただきました。これは私どもの子供が結婚するときに渡すのか、どなたか結婚されるときに渡そうかという思いで買ったんですが、どんな話でも、どんな悩みでも、誰かれの差別なく、そうか、それは大変だろうなと、さぞ苦しかったろうな、痛かったろうな、こんなになってと、相手の立場になり切って親身に聞いてくれる人、それが観音様ですというのがずっと並んでおります。非常に人の心にしみ入る時代。

これは観音さんというのは、薬師観音さんが一番有名なんですが、熊野町の御出身の熊平源蔵さんは、奈良のお薬師を随分信仰されて、人間の心をおさめられましたと。この方は広島高等学校を実は、日清・日露時代に全国に高等学校をつくる時に誘致され

た。随分立派な方でございます。心をつくる、人権意識をつくるという意味に、日本人は随分そういう宗教的なものを大事にしてきた、こういう土壌をもう一度認識していく必要があるのではないかな。そういう思想論を今言ったってしょうがないんで申しわけないんですが。

そんな中、今回一つ気になる点がございます。実は3カ月前の9月の議会のときに、爆破予告というのが入ってまいりました。大変ショッキングな問題でございましたけども、この問題の現在の状況をちょっとお知らせいただけるでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 岩田総務部長。

~~~~~○~~~~~

○総務部長（岩田） 今の御指摘の事案に関しましては、解決をしたものというふうに警察のほうから聞いております。また、どういった内容の捜査をされたかというのも、我々は不承知でございますので、その点についてはお答えができないという状況でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○9番（荒瀧） ちょっと喉が乾きましてあれですが、済みません。町も被害者なんですね。今からは多分心理学といいますか、精神科医も要るんかもわかりません。町民の方ですから、一方的にあっちが悪いと決めつけていいのかどうか。川掃除という事例で申しますと、私どもも随分神経を使います、雨が降るか降らないか、降った後どのぐらいの水かさになっているか。どんな道具を持ってこられて作業をされるか。自分自身もちっとは地元の世話をしたいと思っておりますので。

そんな中で声をかけて出たり、いろいろあるわけですけども、多分電話をかけてこられた方は2回と聞いておりますけども、出ることに對してやっぱり心理的ストレスを感じられとったんだろうと思うんですが、いかがですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 岩田総務部長。

~~~~~○~~~~~

○総務部長（岩田） 確かに電話は2回ございました。それ以後のことは、先ほども申し

ましたように、我々のほうとしては内容を承知しておりません。また、その背景にどういったことがあったかということをおっしゃられるんだろうと思います。一般論として申し上げるようで大変申しわけないんですが、町がいろいろ施策ということをする場合には、やはりその執行に当たっては最初に丁寧に説明をして、これを実施することは重要だろうと思いますし、当然、その中にその反対論というのをお持ちの方はいらっしゃると思います。こうしたことへの不満、苦情というものは必ずあるものと思いますし、それには誠意を持って対応すると。

その中で、いい意見は取り入れて、できるだけ何とか話し合いで、お互いが理解し合えるような関係に持っていくという行政をやらなければならないと思いますし、またその先で要求がだんだん無理になる、もしくは高圧的なことになるということになりますと、やはりこれは住民のためにも町は毅然とした態度で接する必要があるというふうに思います。

職員は日常こういう精神で仕事をやってくれていると思いますし、詳しくは申せませんが、今回の対応についてもこれに沿って適切にやったものというふうに考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○9番（荒瀧） 先ほどの家庭内の問題とあわせまして、非常に複雑に絡み合うんです。

加害者が被害者になり、被害者が加害者になる。決して町が誤った判断をされたとは私は全然思っておりません。ただ、いろんな議会の中でもありますけども、川掃除でも地域によってハンディがあります、現実問題。川の中に入るエリアの方もあ

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 暫時休憩いたします。

（休憩 14時41分）

（再開 14時41分）

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 会議を再開いたします。

荒瀧議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○9番（荒瀧） 大変失礼いたしました。マナーモード、切り忘れておりました。

結局、町の姿勢として、私どもの姿勢としては、できるだけハードルを下げたあげ。本来の目的は何なのか。町民全体で地元のふるさと、我がふるさとを大事にして掃除をして、壊れているところや穴があいてるところはないか見て歩くとか、隣のおばあちゃんはどうだとか、こういう意味合いも含めてもう少し誰もが参加しやすい行事に組み直していく。こういうものが今問われているのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（山吹） 清代民生部長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○民生部長（清代） 川掃除について、皆さんの御協力には感謝しているところでございます。一つの目的としても、先ほど議員申されましたような地域のコミュニティーというようなこともございます。参加しやすい行事にということ、これまでも御負担というようなことも伺っておりますので、毎年そういった公衛協の会議の場ではどういうやり方がいいのかというようなことも議論しております。また、当面すぐ来年度どうしようということではありませんが、やはり高齢化の問題もございます。公衛協の中でもそういったことが議論になっておりますので、地域の中で参加しやすい行事に年々変えていかなければいけないと思っておりますし、また公衛協の中でもそういう議論はされております。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（山吹） 荒瀧議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○9番（荒瀧） 夫婦別姓の話なんか最高裁が判断を出すようございまして、人権という要素がどんどんどんどんふえてきております。一番アッパーを決めるのが、公共の福祉に反するか反しないか、非常に抽象的な意味合いでアッパーがつくってあります。だから、これは私どもにとって何なのかと。公共の福祉とは一体熊野町にとっては何なのかという議論も常にしながら、やはり今の公衛協に投げっ放しではなくて、やはり本気で皆さんが少しでも、去年よりことし。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（山吹） 荒瀧議員、通告の質問にさせていただきたいと思います。

~~~~~○~~~~~  
○9番（荒瀧） 人権の件でございますが、それで最後はくまどくに持ってあがりますが、人権の意識を高めるためには、一つ一つ小さなことからの積み上げだろうと思います。

前回の講演を見ておりましたも12人、寒い日ではありました。でも本当1人でも多くの方に聞いていただいて、我が家は本当に大丈夫なのかと。自分の子はどうなのかと、結婚が不安と、どんなことをされるかわからないから、そんな社会にならないように進めていくためには、人権系もののDVDとか、図書館、私もこれ借りてきております。たくさんいい本が、まだまだ足りないかもわかりませんが、あります。こういうものをこの週、12日にくまどくのフォーラムもあるようでございますが、この機会に、今の時代、みんなで聞こうやいうのはできんのかもわかりません。本当に悩んでらっしゃる御家族、子供さんが、本気になってその本を読み、自分の道を切り開いていくしかないのかもわかりません。私らはコーチしかできないかもわかりませんので、その点、よろしくお願ひしたいと思ひます。

御回答は結構でございます。人権は非常に大事にしながら、非常にデリケートでございますが、恐れておってはいけません。人間と人間の間があいてまいります。プライバシー保護という問題の中で、人の話を聞く、職業を聞く、何をしとるか聞く、結婚まだかと聞くと、それは問題だよと言われるような時代で、本当にさっきの定住圏構想ではないんですが、熊野に住んでみたいという町になるか。

最後でございますが、アンケートはぜひとられて。ほんと熊野へ行ったら親切にしてもらって、子供が悩んだときに、進学のことも含めてよかったよという口コミが広がれば、どんどん定住圏は広がります。

最後、人権は里親の制度も推進します。前回申しました年間20万人亡くなってらっしゃる。この人らが救えるかもわかりません。中国の二人っ子目はアメリカで養子縁組をしております。やっぱり西洋人の人権意識の高さも改めて学んでいく必要があろうかと思ひます。ありがとうございました。

~~~~~○~~~~~  
○議長（山吹） 以上で、荒瀧議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

再開は15時からとします。



(休憩 14時46分)

(再開 15時00分)

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

引き続き一般質問を行います。

6番、片川議員の発言を許します。

片川議員。

~~~~~○~~~~~

○6番（片川） 6番、片川でございます。

本日は通告どおり、以前定例会において発議し、老朽化している教育施設の整備促進を求める決議をした後の教育施設の修繕、整備等、今後の町の計画を問うところでございます。明確な答弁を求めます。よろしくお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 町長の答弁を許します。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 片川議員の「町内教育施設整備等、発議以後の動向について」の御質問にお答えいたします。

教育施設の整備につきましては、学校施設の耐震化について、国の27年度末までの完了目標に沿って、これまで耐震化工事を優先的に実施してまいりました。本年度の熊野中学校南校舎の工事で全て完了いたします。来年度からは、町内6校の大規模改修工事に計画的に着手してまいります。

詳細につきましては、教育部長から答弁をさせます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 民法教育部長。

~~~~~○~~~~~

○教育部長（民法） 片川議員の町内教育施設整備等、発議以後の動向について、詳細にお答えします。

まず、本年度の主要事業としまして、熊野中学校南校舎の耐震補強及び大規模改修工事、第二小学校南校舎屋上防水改修工事、第四小学校体育館屋根・天井改修工事、東中

学校体育館天井撤去工事を実施しまして、耐震化の工事は全て完了する予定で、教室への雨漏り対策は終了いたしました。

また、軽微な修繕につきましては、各学校の要望に基づき、学校施設等安全点検員に委託して修繕を行っておりますが、大規模な修繕につきましては、予算上の関係から時間をいただいて実施しております。ただし、学校現場に支障を来すような緊急を要する工事につきましては、早急に対応しております。

次に、来年度以降でございますが、長年の耐震工事が終了いたしますので、おくれていました大規模改造工事を計画的に実施することとしております。来年度は開校以来34年経過した東中学校の普通教室棟の改修工事に着手する予定でございます。引き続き、児童生徒の学習・生活の場である学校施設の安全性を確保してまいります。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 片川議員。

~~~~~○~~~~~

○6番（片川） ありがとうございます。

耐震に関しまして、他の自治体に先駆けて、熊野町は優先して教育施設の安全をしっかり図っていただいたところであります。非常にありがたいことでございます。

でございますが、今後の計画、大きなものは多々出てきているわけですね。以前より何度もお伺いしているとおりに、各学校の軽微な修繕について、部長がかわられたんですが、前部長とお話をするところにおいて、年々上がってきていると。修繕箇所を把握しておると。その中で、計画を持って進めますと。じゃあ次に何をやりますかという計画を聞いても、一遍も答えていただいたことはない。これ、はっきりしてくださってもいいんじゃないかと思うんですね。

今年度はここからここまでやろう、来年度以降はこうしようと、じゃあ再来年はこうしようと、優先順位を決めていただいて、ここから着手していきますよという計画書のようなものはあると言われるんですね。前部長ですよ。前部長です。あるのであれば、せめてそれを公表いただいて、文教委員会だけでもいいです。公表いただいて、そのもとに何を優先して、何をもちって教育環境を整えていくのかという、教育委員会の姿勢を皆さんに示していただければいいかなと思います。その辺どうでしょう。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 民法教育部長。

~~~~~○~~~~~

○教育部長（民法） 今、町内六つの学校がございます。それぞれ校舎が大規模改造、これから取り組むのに、今後5年間で取り組む学校につきましては、ある程度、教育委員会内部では順位を決めております。ただし、決まるのはやはりはっきり言いまして予算を出しまして、まず実施設計の予算が通りましたら、次の年は工事ということになりますので、計画は持っておりますが、今確実に公表できますのが今年度東中の実施設計を行っておりますので、来年度はその工事ということで、順次しております。そういったことで、内部では持っておるんですが、外部に公に公表しますと、やはりそのときの予算に応じて、このときに2校やろうとしたのが1校しかできなかったということになる場合がございますので、大きな公表は現在しておりません。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 片川議員。

~~~~~○~~~~~

○6番（片川） きょうスマートにすっと終わらそうと思うて発言を始めて、民法部長にも申し上げとったところなんですが、計画があれば、真剣に教育環境を考えてるのだというものがあれば公表されてもいいんですよ。委員会なら委員会だけでいいんです。その中で、予算がつかにやできんです。緊急性を必要なものが出てくれば、そっちを優先するのは誰が見ても当たり前のことですから、その辺の計画というものを、あって出してしかりじゃ思うんです。ある言われても、それを見たことがないです。教育委員会の中のマスターベーションで、絵に描いたもちで終わったら何もならないんです。

この辺をまた、きょうはしつこく言いません。文教委員会のほうで協議させていただきたいと思います。しっかり教育委員会は考えてやってるんだということをお示しください。

きょうはこれで終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 以上で片川議員の質問を終わります。

続いて、1番、尺田議員の発言を許します。

尺田議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○1番（尺田） 失礼いたします。1番、尺田でございます。

私の初めての一般質問ということで、大変緊張しておりますが、この緊張を今後も忘れず、町議会議員として熊野町の皆様のため、滅私奉公の覚悟で職務を果たす所存でございますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、一般質問に入らせていただきます。今回の質問は1点のみ、放課後児童クラブにおける入会基準等についてでございます。

放課後児童クラブ、いわゆる学童保育でございますが、これは昼間労働等による理由で保護者が家庭にいない児童を対象とする児童福祉法に基づく制度であり、保育所、いわゆる乳幼児保育の延長の事業として設定しているのか、入会基準等についてお伺いいたします。この二つの制度は乳幼児から学童の子育てを行う上で、共働き世帯等の就業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な環境整備を行うための事業だと思っております。執行部の前向きな答弁を期待しております。よろしく願いいたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（山吹） 町長の答弁を許します。

町長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○町長（三村） 尺田議員の「放課後児童クラブにおける入会基準について」の御質問にお答えします。

放課後児童クラブは、児童福祉法に基づき、保護者が仕事等により昼間家庭にいない小学生に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る事業として実施しております。町といたしましては、保育所事業と放課後児童クラブ事業は、ともに乳幼児期から学童期に至る子供の健全育成と、働く保護者に対する重要な子育て支援策として考えております。

詳細につきましては、民生部長に答弁をさせます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（山吹） 清代民生部長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○民生部長（清代） 尺田議員の放課後児童クラブにおける入会基準の御質問について、

詳細にお答えします。

放課後児童クラブの入会基準でございますが、町内の小学校に通学する1年生から4年生までの児童のうち、保護者が仕事や出産、障害、同居する家族の介護等により昼間家庭にいないことを要件としております。保育所との違いについては、保護者が育児休業中や求職中の場合、保育所に入所できる要件としておりますが、児童クラブでは、入会できないこととしております。

また、開設時間については、保育所は通常保育が午後6時30分まで、延長保育の場合最大で午後7時30分までとしておりますが、児童クラブでは午後6時までとしており、午後6時以降の預かりを希望される世帯については、ファミリーサポートセンター事業の利用を勧奨しているところです。

放課後児童クラブも保育所と同様に保護者が就労している世帯への支援ではありますが、子供の成長や支援員の確保などを勘案して現在の運営としております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 尺田議員。

~~~~~○~~~~~

○1番（尺田） 詳細な御答弁ありがとうございました。

先ほど答弁の中で求職中の話が出ましたが、ここでいう求職とは休む職のほうではなく求める職のほうでございますが、保育所の入所条件は求職中は証明書を提出すれば3カ月は入所可能となっておりますが、児童クラブにおいては入会不可能となる理由をお聞かせ願いたい。お願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 光本民生部次長。

~~~~~○~~~~~

○民生部次長（光本） ただいま御質問の保育所での求職中は3カ月間利用となっておりますが、児童クラブの場合は入会できないというその理由でございます。

保育所の場合、求職者の方が求職活動を行う時間帯でございますが、保育所の保育時間、これが求職者の場合は8時間、朝8時半から午後4時半までの8時間利用できるといふふうに規定をしております。したがって、求職活動を行う場合はこの保育時間、特に朝から保育所に入れる時間にちょうどひっかかるということで、重なるために求職

申立書の提出をいただいて保育所の入所を認めておるところでございます。

一方、児童クラブの場合でございますが、児童クラブの場合は開始時間が放課後になりますので、通常5時間目以降であれば午後2時半から児童クラブのほうは開設するという事になるかと思います。ということで、求職活動をされる場合については、午前中から午後にかかる時間帯まで児童クラブの開設がございませんので、基本的には求職活動を妨げないという考え方によりまして、児童クラブの利用は認めておりません。

しかしながら、求職活動も会社訪問とか面接等の時間帯がございます。当然、放課後の時間帯と重なる場合もあろうかと思いますので、その場合についてはファミリーサポート事業の利用を勧奨しておるところでございます。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 尺田議員。

~~~~~○~~~~~

○1番（尺田） 先ほど答弁の中で、児童クラブの場合は開設時間が放課後の午後2時半以降であることから、就職活動を妨げないという考え方により入会は認めていないという回答でございましたが、企業によっては午後から面接なり、採用試験なり実施している企業も珍しくございません。何を根拠に午後2時半以降は就職活動の妨げにならないのか、またそういった厚生労働省なりそういったものを示している基準というものがあればお教えいただきたいと思っております。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 光本民生部次長。

~~~~~○~~~~~

○民生部次長（光本） 児童クラブの場合、求職活動をされている間、児童クラブの入会を認められないという根拠でございますが、これは基本的には児童クラブの場合は法律的な根拠で利用できないという明確な規定はございません。放課後児童クラブの場合は国の基準が実は開設時間というのは規定がございます。平日におきましては3時間以上、土曜日、夏休み等の長期休日の場合については1日8時間以上の運営を行うという規定がございます。ということで、明確に例えば午後2時半から開かないといけないという状況はございません。

ということで、放課後、これは曜日によって、また学年によって放課後の時間が異な

ってまいります。ということで、児童クラブにつきましては開設時間についてはそういった状況で行っておりますので、したがって求職活動中の保護者の子供さんが利用できないというのは、そういった国の基準、それと求職活動の状況によりまして、これは毎日朝から晩まで求職活動が必要であるという状況が見込めないということで、求職者については児童クラブは利用できないというようにしておるところでございます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 尺田議員。

~~~~~○~~~~~

○1番（尺田） 求職中におきまして、児童クラブの入会希望者につきましてはファミリーサポートセンター事業を勧奨しているということでございましたが、この事業は平日月曜日から金曜日の午前7時から午後7時まで、1時間当たり500円、平日以外及び平日の午後7時から10時までは、1時間当たり600円を利用者が負担するものだと記憶しております。仮に放課後の午後2時半から午後5時半までの3時間、ファミリーサポートセンター事業を活用した場合、1日当たり1,500円、2日目で3,000円かかり、3日目以降から放課後児童クラブの月額を超える利用料を払わなければならないという状態がまいります。そして、10日利用すれば1万5,000円ということでございますので、本気で就職活動をしている方については、月10日は会社訪問に、ハローワークに出かけます。求職中というのは失業中ということでございますので、このお金がない時期にこれだけの経費がかかるものを勧奨するのはいかがなものかと思いますが、どのように考えられますか。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 光本民生部次長。

~~~~~○~~~~~

○民生部次長（光本） 今議員が想定された内容でございましたら、今言われたとおり、例えば1日3時間の場合は500円掛ける3時間で1,500円。それが10日すれば1万5,000円かかるというようなことは、これはルール上そのとおりでございます。

その辺はあろうかと思いますが、ただ実際の利用状況としてはまだそこまで利用されておられるような状況はございませんので、まだ正直申し上げまして、具体的にそこまで踏み込んだ料金と、それと求職との関係について、また課題については、検討し

たことがございませんでした。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 尺田議員。

~~~~~○~~~~~

○1番（尺田） 求職中におきまして児童クラブを利用できないということは、放課後の子育てによる時間の拘束等で就職活動の弊害となることが考えられます。雇用拡大を推進しなければならない行政の立場としてどう考えているのか、どう考えるのか、民生部ではなく、雇用の関係部署に意見を求めたいと思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 時光商工観光課長。

~~~~~○~~~~~

○商工観光課長（時光） そういう利用に至らないような雇用の推進ということでございますけど、このたびといいますか、毎年商工会が行っております町内での就労を紹介するようなガイダンス等も行ったりしております。また、今回、産業団地等の整備により近くでの勤務という機会もできてこようかと思えます。また、熊野町の特徴としましてパートの機会はかなり多いという特色もあつたりします。そういったところを商工会とも連携しましていろいろ紹介ができるところは紹介をしながら、身近での就労というのを推進していきたいというふうに思います。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 尺田議員。

~~~~~○~~~~~

○1番（尺田） ありがとうございます。

続いて、開設時間等につきましてお伺いいたします。終了時間につきましては、午後6時までとなっておりますが、その時間を設定された根拠をお伺いしたい。あわせて、現在の開設時間は何年に施行されたものか。また、安芸郡4町の終了時間はどのようになっているのか、あわせてお伺いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 光本民生部次長。



〇民生部次長（光本） 児童クラブの終了時間の根拠でございますが、先ほど少し説明をいたしました。児童クラブの国の基準なんですけども、特に終了時間何時までというのは設けられておりません。平日の開設時間3時間以上ということ、それと休日と土曜日、それと夏休み等の長期休暇については8時間以上ということになっておりますので、現在、熊野町におきましては午後6時までということで設けております。

なお、いつから今日のような終了時間6時になったのかということでございますが、平成21年度から午後6時終了時間としております。それまで、20年度までにおきましては、午後5時までというようにしておりました。

それと、安芸郡4町の現在の終了時間の状況でございますが、府中町と坂町が熊野町と同じ午後6時まで、海田町が午後7時までというふうになっております。

以上でございます。

〇議長（山吹） 尺田議員。

〇1番（尺田） ありがとうございます。

近隣の市町村に勤務されている方のことについて少しお話しさせていただけたらと思いますが、近隣の市町村に勤務されている方が帰宅ラッシュ時に午後6時までに熊野町へ帰宅できるものなのかどうなのか、そういったことが大変気になります。仕事の就業時間、役場なり公務員と同じ形態で5時15分に終わった場合、6時までに、例えば坂なり、海田なり、広島市なり、公共交通機関を使って熊野町へ戻るというのは大変難しいものだと思っております。

それでは、児童クラブ利用者の勤務地についてでございますが、町内と町外の比率について、父親、母親、その合計の比率はどのようになっているのか伺います。また、熊野町の居住者全体の町内と町外の勤務地の比率はどのようになっているのか、わかればお願いいたします。

〇議長（山吹） 光本民生部次長。

〇民生部次長（光本） 児童クラブ利用児童の保護者の方の勤務状況でございます。町内

と町外に分けて、それぞれ父親と母親、それとあわせて合計とで比率のほうを御紹介させていただきます。

まず父親の方なのですが、町内の利用者が全体の21%、父親の中での21%、町外に勤務されておられる父親79%。母親なのですが、町内に勤務されている母親42%、町外に勤務されている母親58%です。父親、母親の合計の比率ですが、町内に勤務されている母親、父親は32%、町外に勤務されている父親、母親の合計が68%でございます。

それと、これは商工のほうからの統計データなのですが、これは町内全体です。これも児童クラブの方を含む者の町内全体という数字になっておりますが、これは男性と女性で出しております。男性の場合は町内が32.6%、町外が67.4%、女性が町内が54.2%、町外が45.8%、男女の合計ですが、町内が42.1%、町外が57.9%となっております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 尺田議員。

~~~~~○~~~~~

○1番（尺田） ありがとうございます。

利用者の約7割が町外勤務、町全体では約60%が町外で就業しておる状況、また地理的な面、交通機能的な面を踏まえた開設時間の設定が必要ではなかろうかと私は感じております。

また、先ほども雇用のことを口にいたしました。開設時間を午後6時までにする、共働き世帯では夫婦のどちらかがパートまたはアルバイトを選択する傾向がふえ、就業の選択を狭める恐れがございます。また、ひとり親世帯については職業の選択が狭まるということは死活問題となりますので、そのことをよくお考えいただけたらと思います。

そこで、続いてお伺いしますが、開設時間の延長について、利用者または町民からの要望はこれまでなかったのかということをお伺いします。もし過去に要望があったのなら、開設時間の延長に踏み切らなかった理由をお伺いしたいと思っております。よろしくお願いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 光本民生部次長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○民生部次長（光本） これまでの御要望ということですが、開設時間を延ばしてほしいという要望につきましては、今年度1件ございました。内容としましては、6時半まで終了時間を延長してほしいという内容でございました。それと、昨年度も1件ございました。しかしながら、昨年度の1件については終了時間というよりは、土曜日の開始時間を30分早めてほしいと。以前は8時半から土曜日、それと夏休み等の長期休暇中は8時半から実施をしておりましたが、30分早めてほしいという御意見がございました。この早めてほしいという御意見につきましては、今年度、27年度から実は前倒しをして実施をしておるような状況でございます。

というようなことで、ことしと昨年度1件ずつということでもございました。特にそういったことで時間延長というところに踏み込んだの検討は、そこまではいたしておらないのが現状でございます。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（山吹） 尺田議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○1番（尺田） ありがとうございます。

続いて、保護者負担金の関係についてお伺いしたいと思います。保護者負担金についてでございますが、熊野町と他の安芸郡3町の価格設定はどのようになっているのか、説明を求めます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（山吹） 光本民生部次長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○民生部次長（光本） 児童クラブの負担金ですが、月額負担金でございますが、熊野町は現在3,000円でございます。それと安芸郡、ほかの3町ですが、府中町が2,000円、海田町が1,000円、坂町が2,000円で、安芸郡4町では最も高額となっております。

以上でございます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（山吹） 尺田議員。

~~~~~○~~~~~

○1番（尺田） 価格の設定でございますが、やはり熊野町の財政のことも関係しておりますので、3,000円ということで納得ができるわけでございますが、例えば坂町につきましては2人目以降半額の1,000円ということで減額されているということでございますが、熊野町につきましては、保育所では2人目以降の入所者については減額されておるが、児童クラブにおいてはなぜ減額されないのかということをお伺いしたいと思います。また、ひとり親家庭については減額できるのか、これも含めて御質問いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 光本民生部次長。

~~~~~○~~~~~

○民生部次長（光本） 2人目の減額についてとひとり親家庭の御質問ですが、先ほどの質問と関連いたしますが、安芸郡4町では確かに3,000円と最も高い額になっておりますが、県内的には実は3,000円以上、3分の2の市町が3,000円以上となっております。この近郊では東広島市が4,500円、呉市が5,000円ということで、安芸郡4町では確かに高いんですが、県内的にはそこまで高くない設定となっております。

それと、2人目以降の半額についてですが、本町の場合は減免制度を設けております、実は。ただ、2人目ではなくて、児童クラブの負担金の減額、減免の規定ですが、生活保護世帯、それと就学援助世帯につきましては、全額免除としております。それと、火災、震災、風水害等によるそういった災害の被災世帯については、その被災規模によりまして半額、もしくは全額免除としております。といったことから、2人目以降の減額は行っておりません。

なお、先ほどの3,000円の設定でございますが、保育料の額も所得階層ごとに決めております。実はこの3,000円の根拠というのが、町民税非課税世帯の保育所の保育料を3,000円としておりますので、そういった低所得世帯に対する額ということとを適用しておることから、本町の児童クラブについては3,000円ということで、2人目以降も半額にしておらないということとを適用しておるわけでございます。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 尺田議員。

~~~~~○~~~~~

○1番（尺田） 県全体では3,000円という額が決して高くはないという回答ではございましたが、はやり比べるところは近隣市町でございます。少し飛び出てるような感じもするわけでございますが、先ほどの御説明の中にもございました生活保護世帯、就学援助世帯につきましては全額免除ということでございますが、全体の何%がこれに適合しておるのかということをお伺いしたいと思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 光本民生部次長。

~~~~~○~~~~~

○民生部次長（光本） 生活保護世帯、就学援助世帯全額免除をしておる比率でございますが、実は児童クラブを利用されておられる方の全体の世帯数が203世帯ございます。児童クラブ負担金の全額免除しておる世帯ですが、生活保護世帯はございません。就学援助世帯が34世帯ございます。ということで、全体の16%が就学援助世帯で全額免除となっておる世帯の比率の数字でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 尺田議員。

~~~~~○~~~~~

○1番（尺田） ありがとうございます。

全体の16%ということでございますので、そんなに大きな補助をしなればならないというふうには思わないんですが。まだ、少しでも余力があるということであれば、ひとり親家庭については減額なり、考えられてもいいのではなかろうかというふうに考えます。

続いてでございます。祖父母が同居しておる場合、入会不可となっておりますが、年齢的な身体理由により活発な低学年児童の面倒が見れないケースがあると思います。この点についてどのように考えられておるのか、よろしくお願いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 光本民生部次長。

~~~~~○~~~~~

○民生部次長（光本） 自宅で一緒に住んでおられるおじいちゃん、おばあちゃんがいる

場合は、児童クラブの場合は家で子供の面倒を見られる方がおるということで、実は年齢制限を設けず原則入会できないということにいたしております。保育所の場合は、実は65歳以上の方がおられても保育が受けられないという判断は、65歳未満の年齢で判断をしております。

その違いなんです、実は小学生になりますとそういった発達状況から、保育園児とは違って、家におじいちゃん、おばあちゃんがおれば、そんなに乳飲み子的なものじゃないので、安全の確保ができるということでこれまで年齢制限は設けておりません。

ただ、例えばおじいちゃん、おばあちゃんがおられましても、健康に不安があるとか、介護のサービスが必要であるとか、また最近は認知症の高齢者も多いです。ということで、そういった状況がございましたら、申し込み段階で申立書等を添付いただければ、児童クラブの受け入れについては、入会については行っておる状況がございます。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 尺田議員。

~~~~~○~~~~~

○1番（尺田） ありがとうございます。

このたびこういった質問をさせていただいたことにつきましては、児童クラブと保育所の入会なり入所等の基準というものについては、そろえるべきことではなかろうかということでこういった質問を投げかけさせていただきました。

求職中の入会、開設時間、保護者負担額等、今回伺いましたが、変化する社会情勢を踏まえて柔軟な発想で増加する共働き世帯とひとり親世帯の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な環境の整備と、乳幼児保育と学童保育とのすき間と段差のない事業の充実や入会基準等の緩和が今後必要であると考えられますが、その点につきましてはどのように考えられているか、お願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 光本民生部次長。

~~~~~○~~~~~

○民生部次長（光本） 本日、いろいろ個々の項目、要件についてのいろいろな御質問をいただきました。確かに時代とともにまた社会情勢も変わってきております。共働き世帯もどんどんふえております。女性の就労の時間の長期化も見られている状況もござい

ます。

先ほど平成21年度から時間を1時間延長して、今日の6時までしておりますが、このあたりも今後利用者の皆様のいろいろな御意見等を踏まえながら、またそういったそれ以外の状況も含めて、改善すべきところはやはり真摯に改善に向けて検討してまいりたいと思います。

幼児期から学童期に至る子供の健全育成、それと働く保護者に対する重要な子育て支援とやはり児童クラブは考えております。他の子育ての支援制度、サービスとあわせて、入会基準の緩和を含め、利用者視点に立った事業となるように引き続き研究してまいりたいと思います。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 尺田議員。

~~~~~○~~~~~

○1番（尺田） ありがとうございます。

最後に質問させていただきたいと思います。先ほど検討してまいりますという回答でございましたが、今回の質問は来年度予算にも関係することですので、予算委員会までに検討結果を報告させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 光本民生部次長。

~~~~~○~~~~~

○民生部次長（光本） なかなか御要望、御質問いただいたことが実現できるかどうか、この場ではなかなかお約束できないと思いますけども、予算編成が終わりまして、次の議会あたりには具体的な検討内容のほうを含めて回答、御報告できればというように考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 尺田議員。

~~~~~○~~~~~

○1番（尺田） ありがとうございます。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

〇議長（山吹） 以上で尺田議員の質問を終わります。

これをもって一般質問を終わります。

〇議長（山吹） これより日程第5、報告第6号、専決処分した損害賠償の額の報告について、報告を求めます。

提出者から報告の説明を求めます。

町長。

〇町長（三村） 報告第6号、専決処分しました損害賠償の額の報告について、報告理由を御説明申し上げます。

専決処分しました損害賠償の額の報告につきましては、平成27年10月19日にデ  
ィオ熊野店駐車場において、町民体育館の指定管理者である特定非営利活動法人熊野健  
康スポーツ振興会の職員が運転する公用車と熊野町在住の方が運転する車が衝突し、車  
に損害を負わせたものでございます。この事故により自動車修理費に要した費用の合計  
37万3,702円について、損害賠償額として示談が成立したため、専決処分したも  
のでございます。

ここに御報告申し上げます。

〇議長（山吹） 報告に対する質問はありますか。

（「なし」の声あり）

〇議長（山吹） 以上で報告を終わります。

〇議長（山吹） これより日程第6、議案第50号、熊野町個人番号の利用に関する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

〇町長（三村） 議案第50号、熊野町個人番号の利用に関する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。



熊野町個人番号の利用に関する条例案につきましては、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、通称「番号法」により、平成28年1月1日から個人番号の利用が開始されることに伴い、町が行う事務のうち「個人番号」と「特定個人情報」を利用するものについて、番号法第9条第2項の規定に基づき、条例でこれを規定するものでございます。

詳細につきましては、総務部次長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 宗條総務部次長。

~~~~~○~~~~~

○総務部次長（宗條） それでは、議案第50号、熊野町個人番号の利用に関する条例案につきまして、御説明いたします。

本年10月5日に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、いわゆる「マイナンバー制度」が一部の規定を除き施行されました。来年の1月1日からは、各自治体などにおいて個人番号を利用した事務が行われることとなります。この法律では、行政機関ごとに個人番号が利用できる事務が、「社会保障」、「税」、「災害対応」の分野において細かく定められております。

資料1をごらんください。中ほどの「2 規定内容」に記載してあるイメージ図により御説明いたします。

番号法で個人番号を利用できる事務は、先ほども申し上げましたように「社会保障」、「税」、「災害対応」の3分野となります。このうち地方税、国民健康保険、介護保険など個別の法律に基づき事務を行うものについては、個人番号を利用する法定利用事務として番号法に規定されております。これらは98事務でございます。それ以外に、自治体独自の制度により給付事務などを行っているもので、その内容が法定利用事務に準じている場合は、独自利用事務として条例の定めるところにより個人番号を利用することが可能となります。

議案に戻りますが、この事務をまとめたものが議案の2ページ目となりますが、条例案の別表第1でございます。熊野町では四つの事務において個人番号の独自利用を行うこととしております。いずれも町の条例が根拠となっている給付事務でございます。

別表第2の右の欄では、これら四つの事務を処理する各業務システムにおいて、デー

タ処理等を行う上で必要な特定個人情報の種類について列記しております。これらの独自利用の規定により、町の各業務で所有しております個人の情報を適法に利用することができ、住民の皆様が各種申請手続などを行う際に添付書類が不要になるなど、利便性の向上につながるものでございます。

なお、今回の条例制定においては、来年1月1日時点でシステム上個人番号の利用が可能となるものについてのみ規定をしております。

今後、クラウドシステムへの移行時のほか、法改正、あるいはシステム改修により別表に規定している独自利用の業務がふえていくことも考えられますので、その都度、実態に応じて本条例を改正し、対応してまいります。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（山吹） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（山吹） これをもって討論を終結します。

これより議案第50号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山吹） 異議なしと認めます。よって、議案第50号については原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） これより日程第7、議案第51号、熊野町税条例等の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第51号、熊野町税条例等の一部を改正する条例案につきまして、

提案理由を御説明申し上げます。

熊野町税条例等の一部を改正する条例案につきましては、平成27年度の税制改正により、地方税法等の一部を改正する法律案が4月1日から施行されたことに伴い、来年1月1日以降の制度改正分について規定したものでございます。

主な改正内容は、税の徴収の猶予及び税に関する申告書類等へのマイナンバーの記載に関する規定の整備でございます。

詳細につきましては税務課長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 貞永税務課長。

~~~~~○~~~~~

○税務課長（貞永） それでは、熊野町税条例等の一部を改正する条例案について説明させていただきます。

地方税法等の一部を改正する法律が本年3月31日に公布、同日施行され、法施行と同時に改正すべきものにつきましては本年3月31日に専決処分をし、5月臨時議会で報告させていただいたところでございます。今回の改正は、来年1月及び4月に施行される法改正部分につきまして、税条例の所要の改正を行うものでございます。

特に、本年度の税改正における徴収及び換価の猶予制度につきましては、納税者の負担の軽減を図るとともに、早期かつ的確な納税の履行を求める観点から、納税者の申請に基づく換価の猶予制度を創設するなどの措置が講じられ、その際、地方分権を推進する観点や地方税に関する地域の実情はさまざまであることを踏まえ、換価の猶予に係る申請期限などの一定の事項について、各地域の実情に応じて条例で定める仕組みとされたことから、町で決めなければならない事項を改正するものでございます。

では、お手元の資料2をごらんください。

1、主な改正内容ですが、表中の下線を引いてある部分が今回条例改正を行う部分を示しております。まず、上段の（1）徴収の猶予につきましては、第8条、第9条及び第13条の改正が関係しており、納税義務者が災害や病気、事業の休廃業などによって納税の資力が減少した場合で、町税を納期限までに一時に納められない場合に、納税を猶予し、生活困窮者を救済する制度についての規定でございます。

まず、猶予期間は最初が1年以内で、収入が回復しないなど納税者の責に帰すること

ができないやむを得ない理由がある場合は、申請により最長2年までの延長が可能です。

次の猶予に際しての手続は、文書による申請が必要となります。

次の補正期間でございますが、申請された書類に不備があった場合は正しく修正する必要がありますが、法ではこの修正を補正と呼び、この補正を行う期限を国税と同じく補正の通知をしてから20日以内としております。

なお、この期限内に補正がなされないと、地方税法の規定により申請が取り消されたものとみなされます。

次の担保でございますが、従来、地方税法により納められない税額が50万円を超えている場合は、それに相当する価値を持つ財産を担保として提供する必要がありますが、今回の法改正で条例において各自治体が担保を必要とする条件を決めることとされ、検討した結果、周辺の市町と同様、国税と同じ条件とすることが適切ではないかと判断し、猶予を申請する額が100万円を超えかつ3か月を超える猶予期間であれば担保の提供を求めることといたしました。

なお、この条件に当てはまっても担保として提供できる財産がないなど、担保を徴することができない特別の事情がある場合は、担保の提供は必要ないこととしております。

次に、期間中の納付でございますが、従来、地方税法には猶予期間中の納付方法については「適宜分割して納付させることを妨げない」とされておりましたが、条例中には何の規定もされておりませんでした。今回の改正で、「合理的かつ妥当な額で分割納付をさせることができる」とされましたので、条例で分割納付をさせる場合においては「猶予期間内の各月または町長が指定する月ごとに分割して納付し、または納入させる」としました。

次の効果としましては、徴収猶予が認められることにより、新たな差し押さえや換価などの滞納処分を受けず、既に差し押さえられていた財産がある場合は、納税義務者の申請により解除されることがあります。また、猶予期間中の延滞金の全部または一部を免除することができます。

次の中段の(2)換価の猶予につきましては、第11条から第13条の改正が関係しており、納税義務者が納税について誠実な意思を有していると認められるときに、差し押さえしていた財産を直ちに換価(公売、取り立て)することや、新たに差し押さえをすることにより事業の継続または生活の維持を困難にする恐れがある場合などでは、町の判断により職権で換価の猶予を行うこととしておりますが、今回の改正により同様の事

情をもって、本人からの申請によって換価の猶予を行うことができるようにする救済制度でございます。

まず、猶予できる期間は、徴収の猶予と同じく最初が1年以内で、やむを得ない場合は、職権または申請により最長2年までの延長が可能です。

次の換価の猶予の手続につきましては、従来、町の判断で換価の猶予が必要であると判断した場合に職権で行うことしか地方税法には規定されていませんでしたが、今回の法改正により、本人の文書による申請方法も追加されました。

次の申請期限につきましては、換価の猶予を申請する場合は、国税と同じく納期限から6カ月以内としております。

次の補正期間につきましても、徴収猶予と同じく20日以内としております。もし補正がなされない場合も徴収猶予と同様に、申請を取り下げたものとみなされます。

次の担保についても、徴収猶予と同じく、猶予をする額が100万円を超えかつ3カ月を超える猶予期間であれば、担保の提供を求めることといたしました。

次の期間中の納付でございますが、徴収猶予と同様、従来、地方税法では猶予期間中の納付については適宜分割して納付させることを妨げないとされていましたが、条例中には何の規定もされていませんでした。今回の法改正で、換価の猶予期間中は必ず分割納付をさせなければいけないこととなりましたので、「猶予期間中の各月または町長が指定する月ごとに分割して納付、納入する」こととしました。

続いて、効果としましては、換価の猶予が認められることにより既に差し押さえられていた財産の換価を猶予したり、必要であれば差し押さえの解除または新たな差し押さえの猶予を行います。また、猶予期間中の延滞金の全部または一部を免除することができます。

次に、(3)のマイナンバーを記載する申告等についてですが、御承知のとおり、本年10月5日から行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、通称マイナンバー法が施行され、既に各家庭には個人番号の、各法人には法人番号の通知が届いているのではないかと思います。このマイナンバーは来年1月1日以降に提出される町税の申告または届け出をする書類などにも記載するよう法で定められていますので、下段の枠内に列記されている書類に個人番号、法人番号及び法人の所在地等を記載するよう改正するものでございます。

続きまして、2、その他の改正につきましては、3月の条例改正における改正漏れの

附則の追加と、法律の改正に伴う字句の修正などがございます。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○9番（荒瀧） どうも頭が悪いんでようわからんのです。結局、これは国から税法がおりてきたわけですよ、基本構想は。流れ的に言えば、地方は疲弊しとると。税金を払うのもややこしい状態にあるよという読み方もできると思うんですが、そのあたりはどうですか。そういう実態の場合、何件ぐらいが想定できて、どのぐらいのキャッシュフローが遅くなるか。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 貞永税務課長。

~~~~~○~~~~~

○税務課長（貞永） 制度としましては、以前からあったというものでございますけども、今回の制度改正というのが、納税環境の整備ということで、より納税をしやすくしようというのが税制審議会のほうで行われて、2年前ぐらいからまず延滞金の率を下げるといふのと、徴収移譲につきましては、国税のほうで本年4月から徴収猶予、換価猶予を、この制度を始めていると。地方税については1年おくれで行うというような形で、制度として順次広げていって、納税者の徴収を前向きな方向に持っていこうということで行われております。

今までの実績ということでありましたら、私のほうが経験している中では、8年間中で換価の猶予が2件、徴収の猶予が1件までしたことはございます。この制度、来年4月以降の納期限が来たものについて適用されるわけですけども、制度の周知ということをする上でもっともっとふえていくようになっていくのではないかと思いますけども、やっぱり基本的に納税ができない方を救済するという制度でございますので、そういう事情があればこちらのほうも真摯に話を聞いて、周知と積極的な利用というのをお願いしていかなきゃいけないかなというふうには思っております。

以上でございます。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～  
○議長（山吹） 藤本議員。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～  
○11番（藤本） 徴収の猶予のほうで、最後の行で、猶予期間中の延滞金の全額または一部を免除できる、これは割合とか基準とかはあるのでしょうか。

それと、もう一つは換価の猶予で同じく猶予期間中の延滞金の全額または一部を免除できる。それと一つ、必要であれば差し押さえの解除または新たな差し押さへの猶予を行うということで、差し押さえたものをももちろん使って事業を行うというのはわかるんですけど、それを悪用されて売り払われるというようなことは考えられませんか。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～  
○議長（山吹） 貞永税務課長。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～  
○税務課長（貞永） 換価の猶予、もしくは徴収の猶予をした場合の延滞金の減免という場合ですけれども、震災、風水害、火災とかいう場合には全額、あとは病気というような場合は全額免除されます。事業を廃止したり、休止した場合とか、事業に著しい損害を受けた場合については2分の1というふうに決まっております。

新たな差し押さえをしないという部分について、また前回差し押さえをしているものを解除したりできるということ、それを悪用されるのではないかということにつきましては、基本的に、申請に際してはどのような財務状況、どのような理由で払えないのかというのを調査して、それを認めるということになりますので、書類上の審査を含めて、実際の生活状況、事業の状況等をよく見ながら判断していくと思いますので、なかなか100%というわけにはいきませんが、できるだけ納税者の事情を調査しながら行っていきたいと思っております。

以上でございます。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～  
○議長（山吹） ほかにございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（山吹） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(山吹) これをもって討論を終結します。

これより議案第51号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山吹) 異議なしと認めます。よって、議案第51号については原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(山吹) これより日程第8、議案第52号、熊野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長(三村) 議案第52号、熊野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

国民健康保険税条例の一部を改正する条例案につきましては、国民健康保険税の普通徴収において、各納期の納付額を納めやすくするため、納期ごとの端数処理を1,000円単位から100円単位に変更するものでございます。

詳細につきましては税務課長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長(山吹) 貞永税務課長。

~~~~~○~~~~~

○税務課長(貞永) それでは、熊野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

お手元の資料3のごらんください。

まず、1の改正の趣旨についてですが、今回の改正は国民健康保険税の普通徴収において、課税額を納期ごとに分割する際の端数処理を1,000円単位から100円単位に変更するものでございます。現在の端数処理につきましては、3の根拠法令にありますとおり、地方税法の規定に基づき納期限ごとの分割金額に1,000円未満の端数が



あるときは、その端数金額は全て最初の納期限にかかる分割金額に合算しております。しかしながら、この1,000円単位での端数計算では、第1期の納付額が第2期以降の納付額に比べ非常に高額になるケースがあり、納税者からも均等にしてほしい等の御要望をいただいております。

そこで、地方税法第20条の4の2第6項の最後にありますただし書きの規定に基づき、条例で端数処理を100円単位とする規定を定めることにより、納期ごとの納付額の平準化を図ることといたしました。

具体的には、下段の参考例をごらんください。こちらでは最初の納期の納付額が大幅に高くなることで特に負担を感じやすい低所得者のケースを参考例として挙げております。年税額は2万3,900円の場合で、その年税額を年9回の納期に分割して計算しております。

まず、現行の1,000円単位で端数処理を行うと、2万3,900円割る9で2,655円となり、一つの納期の1,000円未満の端数655円が全て最初の納期に合算されるため、第1期が7,900円、第2期が2,000円とその差額は5,900円で、第1期は第2期の約4倍になります。

次に、改正後の100円単位で端数処理を行った場合では、2万3,900円を9で割った2,655円は同じですが、一つの期の100円未満の端数55円を全て最初の納期に合算すると、第1期は3,100円、第2期は2,600円とその差額は500円に縮まり、納期ごとの負担が平準化されることで、納税者にとって納めやすい期別税額となります。

以上でございます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（山吹） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（山吹） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（山吹） これをもって討論を終結します。

これより議案第52号について採決します。本案については、原案のとおり決するこ

とに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山吹) 異議なしと認めます。よって、議案第52号については原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(山吹) これより日程第9、議案第53号、熊野町介護保険条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長(三村) 議案第53号、熊野町介護保険条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

熊野町介護保険条例の一部を改正する条例案につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律により、平成28年1月1日から介護保険に関する事務でも個人番号を利用することとなるため、本条例における保険料の減免に関する申請においてもマイナンバーの記載を求める旨を規定するものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長(山吹) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(山吹) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(山吹) これをもって討論を終結します。

これより議案第53号について採決します。本案については、原案のとおり決することとに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山吹) 異議なしと認めます。よって、議案第53号については原案のとおり可

決されました。

暫時休憩いたします。

再開は、あす9日、9時半といたします。

(散会 16時16分)